

平成26年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(4日目)

平成26年3月14日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年3月14日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第 18号 | 平成25年度川南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第2 | 議案第 19号 | 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 議案第 20号 | 平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第 21号 | 平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第 22号 | 平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第 23号 | 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第 24号 | 平成25年度川南町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第 3号 | 川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて |
| 日程第9 | 議案第 4号 | 川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 川南町復興対策基金条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 10号 | 川南町社会教育委員条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 11号 | 川南町敬老祝金支給条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 12号 | 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第 13号 | 川南町農村公園条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第 14号 | 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について |
| 日程第20 | 議案第 15号 | 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について |

日程第21	議案第 16号	川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について
日程第22	議案第 17号	財産(土地)の処分について
日程第23	議案第 25号	平成26年度川南町一般会計予算
日程第24	議案第 26号	平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第 27号	平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第26	議案第 28号	平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
日程第27	議案第 29号	川南町下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第 30号	平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算
日程第29	議案第 31号	平成26年度川南町介護保険特別会計予算
日程第30	議案第 32号	平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第 33号	平成26年度川南町下水道事業特別会計予算

出席議員(13名)

1番	中津 克司 君	2番	河野 幸夫 君
3番	濱本 義則 君	4番	川上 昇 君
5番	林 光政 君	6番	川越 忠明 君
7番	内藤 逸子 君	8番	児玉 助壽 君
9番	米山 知子 君	10番	税田 榮 君
11番	山下 壽 君	12番	徳弘 美津子 君
13番	竹本 修 君		

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....

午前9時30分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、農林水産課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○農林水産課長（押川 義光君） おはようございます。本日新聞紙上で川南町における養豚場の伝染病の掲載がございましたが、その内容、それから現在の状況について、御報告申し上げたいと思っております。

昨日、家畜保健所が川南町の東校区の母豚45頭規模の繁殖一貫養豚農家に嘔吐と下痢の症状があるということで、届け出がありまして、家畜保健所のほうから調査に入りました。そうしまして、きのう一応まだ現在の段階では10頭の親豚のうち3頭にそういう症状が見られて、その中で検査をした結果PEDという都城方面で今流行しております豚流行性下痢、これの確定がされたところでございます。病理診断はまだ現在継続中でございますけれども、こちらのほうに今までTGEという伝染性の胃腸炎が、川南町では2件今まで発生してございましたが、PEDという豚流行性下痢につきましては初めてということで、新聞紙上に掲載された次第でございます。

それと、昨日もう一件ほど嘔吐下痢の症状があるという養豚場が見つかりまして、きのう家畜保健所が入りまして、きょうの午前中にその診断結果は出る予定になっております。これも同じく東校区でございますが、若干大きい養豚場でございますので、もしこれがPEDであるという話になりますと、この地域にウイルス量が非常に多くなるということで、非常に懸念しておるところでございます。原因調査については、家畜保健所ないし関係機関で行っているところでございますが、どうも都城のからの接触という部分が濃いという状況ではございます。

我々の対策としましては、昨日10時から3回目の、本年3回目の家畜防疫会議を開催いたしまして、防疫ポイントもあらかじめずっと以前からやっておりましたけれども、その強化とあわせて盲点がないかということの再度チェックということで、農家のほうにチェックシートを配りまして回収するという作業を、今行い始めているところでございます。あくまでもその接触ということでございますので、その部分を一番徹底して消毒をするということは今、努めているところでございます。

ちなみに、昨日発生しました45頭規模の養豚農家につきましては、入り口の消毒の徹底と、石灰の配付による周辺の防疫の徹底を指示し、初動後配付したところでございます。昨日中に行ったところでございます。

ちなみに、昨日材料を取りに行った農場につきましては、一応混合ワクチンというのを接種しているという状況でございます。万が一に備えて混合ワクチンを打ったと。ただ、町内全体にワクチンをとという話もあるんですが、ワクチン自体が全国各地で今、このPEDってというのが広がっております。特に鹿児島・都城・熊本、それから愛知というふうに広がっております、ワクチンの在庫が今現在はもう全くないという状況でございます、今度ワクチンが手に入るのは6月になるであろうという見通してございます。

以上のようなことでございますので、防疫には徹底して取り組んでいこうと、今しているところでございます。ここで食いとめたいと考えております。

以上です。

○議長(竹本 修君)

日程第1 議案第18号 「平成25年度川南町一般会計補正予算(第7号)」

日程第2 議案第19号 「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」

日程第3 議案第20号 「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)」

日程第4 議案第21号 「平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第5 議案第22号 「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第6 議案第23号 「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」

日程第7 議案第24号 「平成25年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」

以上7議案を一括議題とします。

本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、関係職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査いたしました。議案第18号平成25年度川南町一般会計補正予算(第7号)については、全員賛成で可決であります。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億87万7,000円にするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものです。

付託された歳入の主なものは、町税2,462万1,000円の計上です。平成26年1月末の徴収実績により、個人町民税は普通徴収467万9,000円の減、これは昨年度より特別徴収事業者1,800事業所への指定を行ったためであり、その分特別徴収486万9,000円がふえました。

歳出の主なものは、公共施設等整備基金2億3,335万1,000円、地域の元気臨時交付金基金6,513万4,000円です。今回の補正予算は、実績見込みによる減額がほとんどです。専決がこれまでは多かったです。人づくり交流事業50万円の減額となっていますが、町民が利用しやすい規約改正や、時代にあったリーダーづくりをしてほしい。また、定住促進事業は事業目的を達成できるよう町内を広く見て、農業委員会等との連携をとってほしいとの意見がありました。

議案第19号平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、全員賛成で可決であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,372万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,848万円とするものです。

歳入歳出の主なものは、実績見込みによるものと、交付決定による減額と増額です。また、一般管理委託料の増額は、平成26年度の制度改正によるシステム改修委託料です。画像レセプト照会負担金廃止により、連合会負担金は減額です。一般保険者療養給付費1,731万3,000円の減額は、医療費が当初見込みより減少することが見込まれることによるものです。健康づくり推進費減額は、受診者数の減によるものです。特定検診者数の減については、PRの工夫を行い、受診者をふやすための対策をとってもらいたいとの意見がありました。

議案第22号平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全員賛成で可決であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,237万7,000円とするものです。基金の総額は7,300万円です。

議案第23号平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全員賛成で可決であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,626万6,000円とするものです。これは後期高齢者広域連合の通知によるものです。後期高齢者は約2,500名です。

以上報告します。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第18号、20号、21号、24号について、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと審査いたしました。

議案第18号平成25年度川南町一般会計補正予算（第7号）は、歳入の12款保健体育施設使用料のそれぞれの減額については、当初の予算編成時の目標値が全体的に高かったためのものであります。特にスポーツ合宿所については、当初予算に対し20.8%の実績で、宿泊定員17名という限定的な受け入れ能力が活発な利用を阻害していると思われ、例えば宿泊定員の増加を図るなど、利用率の向上に向けた早急な検討を求める意見がありました。

歳出の4款塵芥処理費677万5,000円の減額は、西都児湯環境整備事務組合負担金で、このうち559万1,000円は、火葬場建設が来年度にずれ込んだためのものであります。6款農業委員会費の62万4,000円の減額は、委員1名の死去による丸1年分の報酬です。同じく農業振

興費青年就農給付金225万円の減額は、今月中に認定申請を行い認定された場合に新年度から行うことになったためであります。8款道路新設改良費市町村道整備事業の委託料145万円の減額は、路線測量を初め、設計を担当職員が行い業者委託しなかったためのもので、一部入札残と合わせこの金額になったものです。このことについて、そのようなことが可能であるならぜひ継続を、との意見がありました。10款学校管理費工事請負費258万9,000円の減額は、通山小学校の放送機器初め、計6件の入札残であります。

採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定しました。

議案第20号平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、工事請負費の入札執行残29万2,000円を歳入歳出それぞれから減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,022万1,000円とするものであります。審査の結果、別段異議なく全員賛成で可決いたしました。

議案第21号平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、消耗品費等で発生する73万7,000円を歳入歳出それぞれに追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億430万4,000円とするものであります。審査の結果、異議なく原案どおり全員賛成で可決いたしました。

議案第24号平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）については、支出の特別損失で、過年度修正損3,381万円の補正予定額であります。このうち17万3,000円は、平成19年度分の水道料金不納欠損額であります。また、その他修正損の3,363万7,000円は、平成23年度に行った高速道路の排水管布設替えの負担金であります。平成23年度に入金がなかったため、未収金で決算処理していました。その後平成24年7月に入金されたものの、平成24年度決算でも同額を未収金で処理した重複計上が判明したため、今回修正するものであります。

さまざまな問題が懸念されるこのことに関し、決算認定した議会にも責任はあるものの、担当者において日ごろからチェック体制を確立するよう、要望意見がありました。採決の結果、異議なく原案どおり全員賛成で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第18号平成25年度川南町一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第18号平成25年度川南町一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場に立って討論いたします。その理由はいたって簡単であります。歳入歳出予

算の総額71億87万7,000円中、現在係争中であります国営土地改良事業費の中に、（行ウ）第7号財務会計上の怠る事実の違法確認と請求事件にかかわる事業費が含まれていると思われることが理由であります。したがって、原案に反対し、討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹本 修君） 起立多数であります。したがって、議案第18号平成25年度川南町一般会計補正予算（第7号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8「議案第3号川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて」を議題とします。質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第3号の川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについてですが、公共事業の財源に充てるため新たに基金条例をつくとありますけど、具体的には何に充てるのか計画があれば教えていただきたいと思いますが。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えをいたします。この地域の元気臨時交付金の対象事業につきましては、地方単独事業などの建設地方債の発行対象の経費であるものの財源とするものでありまして、公共事業に充当したいと考えております。経常経費等には活用できないような制限がございます。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第4号川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて」を議題とします。質疑はありますか。

○議員（濱本 義則君） まず最初にお断りしておきますけども、議案第12号との絡みもちよっと出てきますので、それも一括して質問させていただきます。よろしゅうございますかね。

○議長（竹本 修君） 議案第4号につきましての質疑をお願いします。

○議員（濱本 義則君） では、わかりました。この議案は、いわゆる漁業排水それから上下水道の料金の消費税の改正に伴うものであらうと思われま。そこで、御質問をいたします。4月以降、その料金は変更になるのですか、ならないのですか。それともう一点は、今までの水道料金、下水道料金は消費税も含まれてた料金だったのかどうかという点、2点お伺いしたいと思う。

○上下水道課長（大山 幸男君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えいたします。上下水道の使用料につきましては、4月に請求する分につきましては3月の使用料ということで、

4月に請求する分については従前の5%ということで請求するようになっております。

それと料金につきましては、消費税を含めたものとなっております。ですから、5月からの使用料につきまして4月分が8%ということになります。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 消費税も含まれてあった分とすれば、5月以降の検針分については、その分が値上がりをするというふうに理解をしてよろしいんですか。もし、従前どおりの料金ですということになれば、実際の使用料自体は値下げということになろうかと思えますけども、その辺はどう取り扱われるか、質問いたします。

○上下水道課長（大山 幸男君） ただいまの御質問に再度お答えいたします。消費税分3%が上乘せになるということでございます。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 消費税も含めた金額、町民の皆さんが支払う金額がふえるというふうに理解してよろしいですね。それは、もしそういう場合であれば、ぜひこの料金表を町民に配布すべきじゃないかというふうに思います。

以上終わります。

○上下水道課長（大山 幸男君） 4月のお知らせ等に載せるなりして、配慮したいと思います。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第5号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第11 議案第6号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」

日程第12 議案第7号 「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」

日程第13 議案第8号 「川南町復興対策基金条例の一部改正について」

日程第14 議案第9号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第15 議案第10号 「川南町社会教育委員条例の一部改正について」

日程第16 議案第11号 「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」

日程第17 議案第12号 「川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」

日程第18 議案第13号 「川南町農村公園条例の一部改正について」

以上9議案を一括議題とします。

これから本9議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第6号については、具体的な内容で幾ら下がるのか教えていただきたいということと、第7号については、該当者はいるのでしょうか。武力攻撃って書いてありますが、どういうことなのか。次に、議案第10号の委託の委嘱の基準を第2条として追加するもののほかって書いてありますが、5人以内って今度はなってると思うんですが、その意味は3人とか、2人とかでもいいのか。それから、議案第11号の敬老祝金について、現金だけでなく商品券でも支給できるようになってありますが、本人が希望したときは現金でもよいのか。それから、議案第12号の消費税法で、これは入ってくるものかどうか。それから、議案第13号の公園の廃止は、後は何に使うのかお聞きします。

○総務課長（諸橋 司君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。まず、議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてなんですが、平成18年度に平均給与4.8%のマイナスという大幅な給与構造改革がなされて、給料表が改正をされました。この給与構造改革の激減緩和措置として現給保障額が設けられたとこなんですけど、今回この廃止をすることで、先ほど御質疑があった該当する職員が4名、対象者がおります。金額もだったですか。（「幾らぐらいになりますか」と呼ぶ者あり）多い人で差額が7,579円、少ない人で321円ということになっております。この現給保障制度は22年の4月には100%から99.1%に変更されておまして、26年4月から国にあわせて廃止をするということで提案をいたしております。

それからもう一つ、議案第7号災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正なんですけど、これにつきましては、川南町がこういう職員の派遣をしていただいたときにこういう手当を出すということで、条例の改正をしているところです。

以上です。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの内藤議員の質疑にお答えいたします。5人以内ということで3人でもいいかということですが、5人以内ですので、3人でも構わないわけなんですけれども、やはりこういった社会教育の審議をしてもらうのに、多くの方に審議していただきたいと思っておりますので、できる限り5人ということで委嘱をしたいわけなんですけれども、今までの経緯としましても、なかなか社会教育委員の選定をするに当たって、苦労というなかなか該当者に選定が困難であったこともありまして、5人以内と。どうしてもやむを得ない場合は、5人以内の4人とかそういうこともあり得るということでもあります。

以上です。

第13号の農村公園の使用についてのことでございますが、はっきり確認はしておりません

けれども、この財産廃止を行った後には、太陽光発電の設置をするという話も聞いております。

以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいま御質問のありました、議案第11号敬老祝金の支給条例の一部改正についてでございますけれども、これにつきましても全国的に地域活性化の目的としてこういうことに、こういう体制をとってるところが多ございます。基本的に一律商品券での支給を予定しております。

以上です。

○建設課長(村井 俊文君) 内藤議員の御質疑にお答えします。占用料の件でございますが、これはあくまでも占用物件が1カ月未満ということで、4月1日以降1カ月未満の占用料は、占用が発生すればそれに消費税を掛けるということでございます。

以上でございます。

○議員(内藤 逸子君) 議案第10号の5人以内の意味っていうことは、人を見つけにくいからっていうことで、4人っていうこともあり得るので、ていうことで変えられるって言われましたけど、やっぱり多いほうがいいと思います。「以内」で5人をしていただきたいなと思うんですが。

それから、商品券を一律になるって言われましたけど、やっぱり希望者がいたら現金というのも認めていいんじゃないかなと思います、議案第11号です。それから、議案第13号の農村公園の跡地利用は、太陽光の話もありますって言われますけど、あれは町の持ち物ですよ、町が太陽光をするっていうことですか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。おっしゃるように、もう5人というほうが、先ほど言いましたように、多くの方で審議していただくのがいいと思いますので、努力いたしまして、必ず社会教育委員は5人を委嘱をしていきたいと思っております。

以上です。

それから、13号の件なんですけども、太陽光についてはこちらのほうでははっきり確認しておりませんが、町がするのではないと聞いております。土地の貸し付けか売買か、そこまで確認しておりませんが、町でやるっていうことではありません。

○議員(内藤 逸子君) よく検討してから、貸すとか売るとかいうのも決めてもらいたいと思います。お願いします。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(濱本 義則君) また消費税に絡んだ御質問でございますけれども、議案の第12号川南町道路占用料徴収条例の一部改正の中の改正の文言が、消費税に関するものについては100分の105という表現から、消費税法云々という表現に変わるようになってるんです。先ほど質問しました第4号におきましては、それが全く逆のことが行われてるわけなんですけども、

これは何か意味があるんですか。

○建設課長（村井 俊文君） 濱本議員の御質問にお答えします。建設課関係のこの占用料でございます、占用の修正関係でございますが、これにつきましては、今後建設課の分につきましては、今後消費税がまた10%とかなるときに備えまして、今後の改正を対応できるような文面にしております。

以上でございます。

○議員（濱本 義則君） その意味はわかりますけども、全く4号と逆なんです。こういう形でいいのであれば、4号を文言を変える必要がないんじゃないかなという疑問ができたから、御質問をいたしました。いわゆる表現の仕方なんですけども、中身は一緒だと思いますけども、表現の仕方が全く逆になってる。逆になって、じゃあどちらかのほうを変えなくても済むんじゃないかというふうに私は思いましたので、御質問をいたしました。

それから、その次のあれですけども、使用料等々この分、それから使用料及び手数料、それからもう一つは、道路占用許可、いろいろ金額書いてございますけども、先ほどと同様に、これは消費税はかかるんですか。

○建設課長（村井 俊文君） 道路占用につきましては、消費税は1カ月未満の、占用期間が1カ月未満のだけ消費税がかかるということでございます。普通の1カ月以上の占用については消費税はかかってきません。

以上です。

○上下水道課長（大山 幸男君） ただいまの濱本議員の御質問ですけれども、上下水道課使用料に関しましては、100分の108という表記の仕方で、道路専用料徴収条例については消費税法云々という書き方がしてあるがという話ですが、上下水道使用料金につきましては、そのように地方消費税法第29条云々とうたった附則のほうで、施行日と経過措置のほうで、今回の場合は平成26年4月30日までとか期間が入るんですけど。来年の秋に、また、2%上がる予定がされておりますが、そのときに地方消費税法第29条の云々とうたった場合に、本条本文はいびらずに、附則経過措置等だけ変わるような条例になってしまいます。

そのような変更の仕方は、認められていないということでございますので、あえて今回100分の108としたところでございます。

以上です。

○町民課長（黒木 秀一君） 濱本議員の御質問にお答えします。窓口の手数料の身分証明書につきましては、350円については消費税の分については上昇しておりません。以上です。

○議員（濱本 義則君） 消費税はかかるんですか。

○町民課長（黒木 秀一君） いや、かかっておりません。

○議員（濱本 義則君） かかってないね。

恐らくそうだと思ってましたけども、いわゆるいろんな証明書、そういったものに、消費税がかからないものをわざわざここに上げる必要があるのかなというのが1つございました。

それから、もう1つはごみ袋の問題でございます。この中に、値下げしますよということが書いてあります。

外税という形で、説明がありましたけども、この金額プラス税金になるのか、それからもう1つ、今度は上がるのもありますよというのが、説明がありましたけど、それは、上がるのも全部ここに書く必要があるんじゃないかと思うんですけども。その点、御質問いたします。

○環境対策課長（三角 博志君） 議案第9号の一般廃棄物処理手数料等でございますが、今回の消費税改正に伴いまして、内税方式を外税方式にさせていただきたいということでの、今回の御提案でございます。

したがって、現在、条例上でございます金額に、税がプラスしてかかるということで全体的には金額が上がりますということでございますが、今回、リサイクルを目的として資源物等のごみの値段につきましては、逆に金額を下げるというようなことでございます。

そうすることによりまして、もともとの金額にプラスして税金ということになりますと、もともとの金額というのは、例えば可燃物青袋等でございますと、条例上の金額を変えずに外税方式ということになりまして金額が上がりますので、条例上の金額を変える必要がないと。逆に資源物のごみにつきましては、今、書いてる金額を値下げしてそれに消費税がかかるということになります。したがって、全体の金額としては、現在の金額よりも資源物については下がるというようなことでございます。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに、質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、議案第9号から議案第10号及び議案第12号、議案第13号は文教厚生常任委員会に、（「委員会……」と呼ぶ者あり）訂正いたします、総務厚生常任委員会に、議案第6号から議案第9号及び議案11号は文教厚生常任委員会に付託します。（発言する者あり）訂正を申し上げます。議案第6号から議案第9号、及び議案第11号は文教産業常任委員会に付託します。（発言する者あり）
暫時休憩します。

午前9時53分休憩

午前9時56分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

したがって、議案第5号、議案第9号、議案第10号及び議案第12号、議案第13号は文教産業常任委員会に、議案第6号、議案第9号及び議案第11号は総務厚生常任委員会に付託しま

す。（「9号は一緒ですよ。2つあるとですよ。常任委員会は」「中には2つ」「抜けちよる。7号、8号は言わなかった」「第6号から第9号」「もう1回」と呼ぶ者あり）

再度、訂正いたします。したがって、議案第5号、議案第9号、議案第10号及び議案12号、議案第13号は文教産業常任委員会に、議案第6号から議案第9号及び議案第11号は総務厚生常任委員会に付託します。（「訂正」と呼ぶ者あり）しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第19 議案第14号 「西都児湯いじめ問題対策専門委員会の共同設置について」

日程第20 議案第15号 「西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について」

以上2議案を一括議題とします。

これから、本2議案について、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（川越 忠明君） 議案第14号も別紙のほうですけれども、西都児湯いじめ問題対策専門委員会共同設置規約についてでございますが、確認ですけれども、専門委員会の委員が関係市町村の教育委員会が協議により定めた共通の候補者5名ってなってるんです、5名以内と。これは、西都児湯全体で5名ですか、米良も入れて。それとも、各市町村ごとに5名ですか。まず、これ、確認をお願いします。

それから、もう1つは、この規定によって重大事態が発生した場合に当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととありますが、ちょっとこれ確認したいと思います。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの、川越議員の御質問にお答えいたします。

まず、必要な人材として確保する人数等につきましては、各市町村ごとではありません。7市町村で5名ということになります。あと、重大事態に関する調査につきましては、こちらは重大事態というものが、いわゆる生命に関わるようなものとか、それに準ずる形のものになった場合に、その原因を追究するためのものがございます。

以上です。

○議員（川越 忠明君） 今、言った委員の5名というのは、全体で5名ということですが、各市町村に各1名ずつおったほうがいいような気がするんです。これは意見ですけれども。それから、重大事故、最近また出ておりましたけれども、自殺した人が助けてという、そういうものを残して亡くなっているんです。それを、調査を行うことで、その重大事故だけで、そのときだけに委員会を開くんですか。それとも、各月に1回とか2回とか定例会があつて審議するのか、その辺はどうなんですか。じゃないと、事態が起きて、重大事故が起きて、それからになると、これはなかなか手おくれな気がするんです。

じゃから、そういうことも、これは教育委員会のほうでいろいろ審議されるようでございますが、それは川南町のあの議員が、そういう意見もありましたということで、1回通していただければと思いますが、それについてどうなんですか。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの、川越議員の御質問に再度お答えいたします。まず、5名を各市町村に1人ずつ置いてはどうかという御提案なんですけれども、こちらはまず、いじめ問題対策専門家委員会というのを、基本的には各自治体で設置することが望ましいわけなんですけど、こちら、専門的な知識を要する人たち、例えば、今、想定しているのが弁護士、大学教授とか、元警察官、臨床心理士とか、元教員とか、こういう方々を選定する予定にしておるわけなんですけど、それぞれの自治体でこれだけの人材を揃えとなると、かなり苦勞をかけるということから、今回は西都児湯圏域で共同して、この人選を図ったらどうかということから、今回、共同設置ということで御提案させていただいてるところです。

次の御質問ですが、事態が起こってからでは遅いのではないかと御質問なんですけど、おっしゃいますとおり、重大事態が発生する前の相談等にも応じる機関として、こちらは活動していただきますし、重大事態が発生したときには、すぐにその対応ができる機関としての機能も果たしていく予定にしておりますので。

以上です。

○議員（川越 忠明君） さっきも言った重大事故が発生したときだけのこの会議ですか、それとも月に1回とか2回とか、そういうのはもうしないわけですか。

○教育総務課長（米田 政彦君） まず、定期的な会合っていうのは行う予定にしております。まず、西都児湯圏域でのいじめの実態を把握するとか、現状状況を報告して情報を共有するであるとか、そういうものを含めて、あとはそれぞれの市町村で起こっているいじめと思われる懸案事項について指導、助言を図るためにそれぞれの自治体、学校へ赴いていくというふうなことで、またその後日、情報共有を図るといようなものを想定しております。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 今の川越議員のあれと全く一緒なんですけど、それに関しまして、この専門家委員会と調査委員会っていうのがあるわけなんです。この専門委員会というのは常設なのか、調査委員会っていうのは、その事案が起きたときだけに立ち上げられるものかが1点、それからもう1つは、第14号の専門委員会の中の3番の共同処理する事務という（3）に、当該重大事態に係る事態関係を明確にするため調査を行うって書いてある。ここに調査を行う権限を持たしておいて、また新たに調査委員会をつくるのか、その辺はだぶりはしないかっていう気がするんですけど、その辺のすみ分けをちょっとお聞きしたいなど。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えします。

まず、この西都児湯いじめ問題対策専門家委員会については常設ということになります。あわせて、調査委員会のほうも常設になります。

もう1つですが、専門家委員会についても、調査委員会についても、それぞれがその場で協議をするものではありませんので、常設した中で問い合わせ等に応じて調査をする、あと調査委員会と専門委員会について重複するのではないかという御質問なんですけど、まず、教育委員会部局ではいじめに対する指導条件、重大事態に対する調査を含めて、被害もしくは重大事態にかかわられた保護者への回答を準備するわけなんですけど、その内容について不満があった場合については、再度、町長部局でその内容を再調査することが設けられているということで、重複ということには当たらないかと思えます。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 今、町長部局という話がありましたけども、教育委員会のあり方というものが、恐らくちょっと変わってくるだろうと、いわゆる首長の権限がかなり大きくなるんじゃないかと思っておりますけども、これが決まった後に、これをもう一遍、考え直して設置するという方法もあるんじゃないかというふうに、私は思っております。で、そういうことはできないのか。

それから、もう1つ、2つの委員会とも常設ということでございますけども、それではどちらも5名ということであれば、全部で10名ということになるわけですね。

○教育総務課長（米田 政彦君） 濱本議員の、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、教育委員会改革が、現在、行われてるということで、国会等でもいろいろ審議されているようですが、こちらの経過を踏まえて、再度、協議したほうがいいのではないかということなんですけど、こちらについてはいじめ防止対策推進法ということで、法律施行を受けまして、いじめというものについての認識、またそういういじめが起こった場合についての早急な対応ということが、これまで求められてきておりましたので、教育委員会改革とはまた別問題として、この委員会の共同設置は必要かと思えます。

もう1点ですが、……。

○総務課長（諸橋 司君） 濱本議員の御質疑にお答えをします。いじめ防止対策推進法の第30条第1項の規定により、教育委員会を通じて、重大事故が発生した旨の報告を受けたときに、地方団体の町ですから、その町長は、その当該の報告に係る重大事態の対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めた場合に、この附属機関、いじめ問題調査委員会、この機関を設けて、調査を行うことができるということでありまして、この附属機関を、西都児湯1市5町1村で共同設置するということの提案でございます。

以上です。（「もう1つ、12になる、12、全部で12になる」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（林 光政君） 関連なんですけど、お二方の話に。私、二、三日、あるテレビで、ちょっと聞いておったのを聞きふりなんですけども、ここに専門的知見とかいろいろ書いてあるようなんですけども、この人たちはいろんな知識を持っておられて、型にはまったような意見が多分出ると思うんです、決まっていくと思うんですけども、私は、こういうい

じめ問題の中に一番身近におるのは父兄だと思います。PTA会長とか、そういう人たちの生の意見を、要するに、肩書きのない素人の意見を聞くような場も必要ではないかと、そういう立場の人たちの意見が、恐らく生の、一番身近な意見が出ると思います。

これは参考までに頭の中に入れていただいて、出席されたときに、そういう話を言った人間がおるわということによって言っていたらなと思います。

○教育長（木村 誠君） 専門委員会、それから調査委員会ですね、両方共にそういう方たちの意見を聞いて公正に判断をします。ですから、要するにこれは、大津市の例の自殺事件によって、教育委員会の対処が悪かったということに端を発しています。これも全て、いじめに際しましても、今、教育界制度の改革、それについても両方ともこの大津市の問題についての委員会の対応が悪かったということで、今、話が進んでいるわけです。

ですから、もちろん両委員会共に身近な人たちの話を聞いて判断をすることになります。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

○議員（児玉 助壽君） 議案第14号、15号の関連ですけれども。この専門委員会やら何やら設置するけど、今、学校に来よった県の一介の職員じゃったけれども、学校は町立の学校になるわけじゃけん、何かお互いに、いじめ問題があると、テレビ見ておると、どっちもが責任を転嫁し合いよろようなところがあるっちゃけん、これをつくるとまた責任の転嫁するところが1つできるちゅうような感じもするっちゃけん、この専門委員会とこのもう1つの何とか委員会、どげな権限があつとですか。調査するぐらいやつたら、別に専門的な何がおらんでいいわけじゃ、ちゃんと教育委員がおっちゃけん、町の。それで、いろんなところ使えんような教育委員じゃつたら、もうおらんほうがええっちゃけんどんよ。学校は町立じゃから、教育方針は町は町の教育方針、また教育長は教育長の教育方針があつちやと思うっちゃけん。そこ辺にも影響が出てくると思うっちゃけん。

その委員会の権限ちゅうとはどういうもんなんですか。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

まず、いじめにつきましては一番身近なところであります学校が、その諸問題の解決に全力に取り組むように法律でも義務づけられております。またそれを受けて、問題が深刻化した場合に、深刻化する前にですが、教育委員会としてもその原因追究、改善に向けて努力していかなければなりません。

最終的に重大事態であるとか、もしくは深刻化した問題について、こちらのいじめ問題対策専門委員会が調査に乗り出して、問題を解決するために専門的な条件を行うとか、重大事態に至った場合については事実関係を明らかにするというものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 俺らも重大事項が起きてから調査してん、手おくれじゃと思うっちゃけん。これ何で重大事故が起きるかちゅうこつ、先、解決したほうがええっちゃけん。大体、俺はこの二重行政みたいなわけでは、お互いに責任を転嫁したり、隠ぺいしたりするからこうなったと思うっちゃけん。そっちのほうも変えるようなこつ、先にしたほうがええこつあるちゃけん、何の意味があつてのかい、この、発生して調査したっち。発生せんようなこつを考える委員会なっちゃけんども、発生を前提した、この委員会そのものに、設立する等に意味があるかなつち思うとっちゃけん、そこ辺のこと、どげん考えますか、教育長。

○教育長（木村 誠君） この防止法の受けまして、もちろん今までも、各学校、いじめ不登校対策委員会とかつくってやっておったんですけれども、いじめ防止基本方針、これは町もつくりました。これを受けて、各学校ともつくります。要するに防止、各学校で起こらないように、もちろん重大事故が起こったらいかんわけですので、起こらないように町も、町教委も学校もいじめ防止基本方針をもとに、日々の指導を徹底していくということであります。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教産業常任委員会に、議案第15号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21「議案第16号川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） これ、期間が書いてないんですけど、5年間の分でしょうか。お尋ねします。

○総務課長（諸橋 司君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

現在、町ではシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と、学校給食共同調理等業務の委託契約をやってるところなんですけど、現在、長期契約を結んでおります。平成25年8月1日から平成28年7月31日までのです。長期継続契約を結んでおるんですが、平成26年4月1日から、消費税率が変更になりますので、今回、委託額の変更の議案を提案しているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今年の4月1日から消費税が上がる分を、これで上げるということですね。

○総務課長（諸橋 司君） はい。

○議員（内藤 逸子君） はい、わかりました。

○議長（竹本 修君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教産業常任委員会委員会に付託します。

日程第22「議案第17号財産土地の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） この番地は書いてあるんですけど、図面地図などがないので、はっきりどの場所かっていうのがわからないんですが、場所はどこかということについてと、この金額はどのようにして精算されたのかってということと、ここと契約した場合、転売などはないのかということ、これは町有地だから、買いたいから売るといった感じの売り方なんでしょうか、どのようにして決めたのかを。それと、川上なんかで木を切ったりした場合、事故はないのか、そういうことまで検討されたのか、お尋ねします。

○総務課長（諸橋 司君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、この契約案件の場所につきましては、唐瀬の六車製茶と川南病院の間の土地になります。図面については、また、お配りしたいと思います。

それから価格の設定なんですけど、税務課の固定資産評価額の単価、それから現地の伐採抜根等の費用を勘案して、平米の単価を決定をいたしました。それから転売の御心配をされておりましたけど、これは申請から10年間は申請書どおり、転売も許されませんし、地目の変更等もできないような契約になっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） いいです。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この土地の、この処分についてじゃけど、この利用目的が何か言うん。これを買うとき、このMKエナジーちゅうとか、1社だけじゃったとかよ。売ってなったら、入札ぐらいにかけてかけちよ、売ったほうがええと思うっちゃけど、これは相対の契約なのか。

○総務課長（諸橋 司君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

この払い下げの株式会社MKエナジーの払い下げで、あとの土地の利用につきましては、太陽光発電を設置したいということで申請が上がっております。

それから、この払い下げの申請につきましては、MKエナジーからの申し出がありましたので、ここのMKエナジー、1社との契約を考えております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 太陽光発電やらすつとやったら、1社じゃねえ、これ公募して、入札したほうがええこつとあるが、こげなことしよったら、特定なものに限定した何になったら、公営規制が担らせん、こげなことしよつと。やっぱ、この入札するべきじゃって思うちわけよ、こんなとは。こういうことしよったら、おかしいことならせん、1社にちゅう、何をしよたら。

○総務課長(諸橋 司君) 町有地の払い下げにつきましては、そういう希望者、申請があれば、周辺の同意、そういう必要な書類が整備できれば、現在のところ、申し出があれば入札とかいう方法をとらずにそういう払い下げの処理をしております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 払い下げすつとでんよ、やっぱ公平、公正に払い下げせんにおかしいちゃねえかって言いよつとよ。入札して、これに願いがあつたらうれしいこつちや、町には。

何でそういう努力せんかね、あんた。これは、今度、当初予算の中にもこの土地の有効利用の土地利用規制の問題も出てくるけんど。一般会計で質問せんにおいかんと思つとちやけんど。この太陽光発電であれば、需要はあると思うけんど、ここばかりじゃねえして、あて人はおると思わんけんど。

何で、1社に決めるかが、俺は意味がわからんだがよ。1円でん、高え売つたほうがいいつちやろ、町としては。たら、売つてやったら、この後、太陽光発電すつとやったら、そういう選定基準や何や、設けつちゅう、公募して入札方式せんなよ。おかしいなるよ、あんたら、こういうことしよたら、偏つたことばかりしよつと。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員のおっしゃることもよくわかります。ただ、今回はこういう提案をさせていただいていただきました。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算」

日程第24 議案第26号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第25 議案第27号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第26 議案第28号 「平成26年度川南町営農飲雑用事業特別会計予算」

- 日程第27 議案第29号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計予算」
日程第28 議案第30号 「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算」
日程第29 議案第31号 「平成26年度川南町介護保険特別会計予算」
日程第30 議案第32号 「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第31 議案第33号 「平成26年度川南町水道事業会計予算」

以上、9議案を一括議題とします。

これから本9議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第25号平成26年度川南町一般会計予算について質問します。
7款1項3目13節、ページで言いますと139、140になります。委託料、これが既存の民間施設を宿泊施設として改修するというので、設計委託料ということで352万円計上されておりますけれども、目的については説明いただきました。その中で具体的にどのように改修をして何人ぐらいの宿泊施設にするのか伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） これは、民間施設を宿泊施設として改修するわけですが、基本的には第一目的は合宿所としての利用を考えております。

その次に、稼働率の関係もありますので、例えば介護だったり、もともとそういった建物自体がスポーツジムというか、フィットネス関係のこともありますので、床もしっかりしておりますので、こういった老人向けの例えばスポーツ教室だったりとか、そういった福祉関係の目的も込めまして、第一意義的には宿泊施設、そしてその次に福祉目的で考えております。それから、宿泊については50人規模の宿泊を予定しております。

以上です。

○議員（中津 克司君） 肝心なことを忘れておりました。場所はどこですか。

○総合政策課長（永友 尚登君） これは、トロントロン信号手前のもとフィットネスジムと岩盤浴の後の民間施設です。

以上です。

○議員（中津 克司君） 議案第26号平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、8款1項2目13節委託料、ページで言いますと37、38になります。

それと、同じく8款1項3目19節負担金補助及び交付金になりますけれども、この中で超音波健診医師派遣委託料、これが25年度で言いますと、390万1,000円、当初予算がありましたけれども、補正で249万2,000円、実質140万9,000円であります。受診者減ということで、今回また564万円上がっております。

また、特定健診の事業費負担金、これも25年度当初が1,500万円、補正で500万円、実質1,000万円ですけども、これも受診者が少なかったということですけども、今回1,300万円上がっております。

毎回、毎回、同じことが繰り返されているようなんですけども、受診率を上げる工夫、どのようにされているのか、例えば今回、自治公民館制度がスタートします。例えば、本当

に例えばの話ですけれども前年対比受診率が上がったところにおいては、それなりに奨励措置をするとか、アイデアはないのかどうか。自治公民館長になられた方も、健康問題でということなら、地域にも溶け込みやすい、入りやすいというのがあるんじゃないかというふうに思っております。地域の広報活動なり、傾聴活動もしなくてはならないわけで、そこ辺のアイデアはなかったのか質問します。

○町民課長（黒木 秀一君） 中津議員の御質問にお答えします。広報等についての考えについては、今回の特定健診については、今まで40歳から75歳までを対象にしてるんですけど、今回、一応39歳以下の方も対象にして健康づくりということ、若い人にも目を向けてそれぞれやってみようかという案はしておりますけど、地域づくり関係としての広報ということは、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○総合政策課長（永友 尚登君） 地域づくりの関係が出ましたので、若干答弁させていただきたいんですが、地域づくりのほうで現在も、職員の担当制を設けておりますが、各地域の、先ほど議員がおっしゃられるように、自治公民館の担当職員の中に保健センターとリンクさせていただいて、各地区の担当にあわせてその職員を、その自治公民館ごとに保健センターの職員を配置させていただいております。

以上です。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。特定健診の受診率の向上に対してということでございますが、本年度も保健センターを中心にいろいろ啓発活動を行いまして、また、媒体を通じて連絡、フェイスブックであるとか、いろんな文書等でも配布して、また、看護師等が訪問して啓発をしているところであります。

また、本年度は特定健診の集団健診が終わった後も、聞かれたと思いますけども、防災無線であるとかいろんな媒体を通じて、病院のほうでも受診できますよという広報等もしておりますし、受診、集団検診の回数も昨年度よりふやしたところがございますけども、なかなか伸びてこないということでございますので、本年度につきましては次年度の予算の中に看護師の補充も含めまして、その啓発に努めたいというように考えておりますし、先ほど言われました地域づくり活動の中にも、そういう体制づくりはできたかなというふうにも思っているところでございます。皆さんの御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（税田 榮君） 議案第25号平成26年度川南町一般会計予算の中の農林水産業費でございます。ページ数は124ページです。

尾鈴経営所得安定対策直接支払い推進事業のうちの、尾鈴地域の農業再生協議会の補助金105万円ありますけど、これ都農町と川南町と併営、集まって、将来を見越してのことだと思っております。この将来像といいますことについて、どういうふうなことになるのか具体的

に聞きたいんですけど、お願いします。

○農林水産課長（押川 義光君） 税田議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの予算自体は国庫補助の対象外の職員の一部手当とかそういう部分の計上になっております。当然都農町も同額を計上させていただいております。

将来像でございますが、今、我々が進めておるのは、ワンフロア化によるワンストップ、要するに、農家の方がその場所に行けば、補助事業から農地の関係の問題、それからいろんな、もちろん農地の関係というのは集積関係の相談です。農地関係につきましては農業委員会がございますので、もちろんそちらのほうになります。

自分が農業をやるために集積も行いたい、そしてどういう補助事業があるのか、機械類、そういう人的、物質的なものをワンストップでしたいというのが、一番の最終的な到達点でございますので、その中で、ワンストップをするというのが一番の目的で、こういう事業に今、取り組んでおるところでございます。以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第25号平成26年度川南町一般会計予算の中、58ページ、この中ほど、土地利用規制対策費、この字を読めば土地の利用を規制するための対策費というようにとり得るわけじゃが、さっきもちらと出たけど、これは現在、太陽光発電が無制限に、無秩序に乱立されおるような状態にあるっちゃけど、これにかかわって排水等のトラブルです、これは環境、道路、農地、森林と補正にかかわるトラブルが予想されるわけじゃが、今後、これはそういうなんが出た場合、今後の予算編成にも、これは影響、増額することが危惧されるっちゃけど、こういうとが起きらんための、これは規制の対策費になるとですか。

○総合政策課長（永友 尚登君） これは、14款2項の県支出金のほうで、もともと県の事務の権限移譲で、町のほうで今、事務を行っているわけですが、都市計画域内5,000平米超える場合、それからそれ以外の地域については、1万平米超える場合に、そういった届け出が必要だということで、そういった違反事例とかについては、逐次、県のほうに報告して、罰則、そういったいろんな通知関係の事務をしているわけで、ここで町でこういった規制とか、単独でできるというものじゃなくて、県を通じていろんな指導を会社のほうにしているような状況でございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今のまま、これを放置しとると、実際そういう事例が起きたっちゃけど、こげなことしようと自治防災をも含めて、当然これは環境、道路、農地、森林、これに関わる予算も膨らんでくっちゃけど。有効な土地を利用する上にも、県ばっか当てにしとらんで、県にも働きかけて、ちゃんとした土地の利用方法を考えていかんなんらんとするっちゃけど。そこも、後で答弁してください。今ごろ慌てて座って、質問するはと、1問損したような感じがするけど。

次の62ページやけんど、この振興班長報酬、自治公民館長報酬、自治公民館運営報酬、これは予算計上されてるけんど、当然これは、報酬を出す裏づけるもんがねえと、俺は出されんと思うっちゃけんど。

今まで、自治公民館制度に関する条例とか規則とか要望はねえわけじゃが、それもつくらんで予算計上できるか、これは監査委員にも聞くっちゃけんど。多分、俺は振興班長規制とか分館長規則、規定があつて、それぞれこの報酬を出す根拠が示されとる。自治公民館関係の規則や何やらできとらんとよ。これで、報酬をやった場合、監査委員として、どういう審査をするか、審査できるか伺います。

また、60ページの新婚家庭助成定住促進の取得助成があるわけじゃけど、一般質問でもしたけど、これは3年で終わる事業って言ったかね。この成果も出らんで、3年で終わってしまうわい、尻すぼみになって。去年の目玉じゃったことやったが、もうちっとこれは、一般質問で言うたごと、枠を広げるなりして、今、川南に仕事し変えたし、高鍋のアパートから通いよる者やら何やらおっちゃんが。新婚じゃねえけんど、小学校か下の子供を持つとる子が、40歳以下で、そんな人もおっちゃんけんど、そこ辺のどうにか生かすこつ考えていったほうがええぢやないかしれん思うとっちゃけんど。

それから、うちの所管じゃけんど、町長の政策にかかわるものじゃけん、町長に聞くけんど、126ページ、川南町自衛防疫協議会補助金50万円出しておるわけじゃが、一般質問でもしたけど、今日もこれ新聞に出とうちゃけんど。町長が会長をしとうちゃけんど、これは町長に聞くけんど、こげなのをつくる意味がねえごとあるこっちゃねえ。町長、町政方針で成果云々を言ったけど、これは町全体に体質的に、こういう病気が出るような体質を持つとっちゃねえ。

町長、日本一が好きじゃがええけど、この日本一伝染病が発生するちゅうような、あんまりうれしくねえような日本一になってしもうತ್ತるが。体質かいよ、変えていくようななんを取り組んでいかんとやいかなや、町長、この50万円の補助金、無駄なこっちゃあるが、こげなもんが出たら。この前、一般質問で言うたやつと別じゃからね、これは。2つも都城は重なつたらんはずじゃが、川南だけじゃろうが、だけんごちやある、2つ重なつたら。何でこげななんになったっちゃけんど、知らんけんど。

もう1つ、この132ページの尾鈴土地改良区運営補助金2,297万円。訴訟中じゃから答えたくねえちゅうかしらんけど、これも町長が理事長になつととかな。もう俺が予想したとおり、どんどん膨れちきよるが、今、進捗率が50%そこそこち言う話、聞いたが、今後、また、上がってくるじゃろう思うわけけど。倍にはならんけんど、3,000万円ぐらいになると思うっちゃけんど。ここ辺のところ、このわけのわからん開閉栓方式でとつとるとこげんなるっちゃけんど。今後、これはますますふえてきた場合、税金はふやさんかもしれんけんど、町民サービスが低下する可能性がある、財源を捻出するために。

もし、これは、こういうままこれを変えんずしよつと、3,000万円とするがね、すると、

南海トラフの特別地域や何かに指定されたら3分の2、国がみることになったが、3,000万円ずつ出さんかれば、10年で10億の事業ができるとか。1年1億の事業ができるわけじゃねえ、防災減災の事業は。どっちが公益性があるかちゅうこともあるけど、今のうち、これはちゃんと手を打つたら、ますます大きななって、職員もじゃが、土地改良区、今、水を使いよる区にも物凄い負担がかかってきて、土地改良区そのものが破たんする恐れがあると思う。

もう1つ、今の中津議員がした質問でしたが、139ページですか。この352万円の補助金、スポーツ合宿助成への設計委託料、いまいちこれはわからんちゃけど。今の説明じゃったら50人して、1カ所ちゅうと。

これ設計委託料っちなつとるけど、実質は補助金になるわけでしょ、これは。なのに違う、違うじゃ言うたね、今。何件すると、これ。違う、違うって、民間に設計委託料を出すことは補助金ちゅうようなもんじゃけど。寄附ねしたら、これは。なら、さっきも一緒だったけど、町長が今度、スポーツランド構想とか何とか言うて、そのやったわかるけど、やっぱり、ずっとやったら、町がこういうスポーツランド構想を持ってスポーツ合宿の入り口をするち言うて、同じ設計委託にするけんよ、これ見とつとよ、上限も何も決まっとらんし、これは設計委託料全体の何割補充するかわからんちゃが、これじゃ。全額補助としたら、これは3,000万円以上の事業になると思うが。

例え何しても、そんぐらいのことするっちゃったら、さっきも言うたこつ、選定基準、補助率とか、そういうものつくって、やっぱ公募したり何だりして選定してせんよ。なんぼええ案でん、これは後で不平や不評を買いますよ、こんなことしようると。先と同じにすつと。

まして、これ、町単独事業になるわけじゃが、町長の裁量権で政治的な予算になればなるほど、やっぱりガラス張りにしとらんよ、町長。なんぼええ案でんよ、これはおかしいなるよ。設計委託料ちゅうたら、わからんこつあるけど、民間に町が設計委託料を出す根拠ありますか。

○総合政策課長（永友 尚登君） まず、土地利用規制と対策費の関係であります。これにつきましては、国土利用計画法の規定に基づき市町村長が行う法の施行に関する事業に要する経費の財源となっております。

土地の取引の届け出とか、遊休土地の利用促進ということですので、いろんな意味で県のほうとの、そういった調査等の際に、そういう話はしていきたいんですが。とにかく今、太陽光発電の建設については、本当に多いというのは御案内のとおり事実であります。そういった事務的な取扱い経費というふうに御理解いただきたいと思えます。

それから、62ページの地域づくりの報酬関係につきましては、これも規則等の整備についてはもう既に行っております。ここで申し上げますと6工区あるわけですが、それぞれ6工区の面積等が違いますので、それと世帯数等も違いますので、中央地区自治公民館長の

場合でしたら2万円の一定額と世帯に70円を掛けさせていただいております。

それから、西地区自治公民館長、5から9ですが、ここについては3万円に、あと、世帯75円の世帯数割と、それから山本につきましては5万円の、世帯100円掛ける世帯数で掛けさせていただいております。

それから、東地区自治公民館長につきましては3万円の、世帯当たり85円の単価で設けさせていただいております。それから、通山地区自治公民館長につきましては3万円の、80円で単価を設けさせていただいております。世帯数をそれで掛けます。

それから、多賀地区につきましては5万円ということで単価が95円で、世帯数をそれに掛けるというようなことで、なかなか報酬については難しい部分がありましたが、やはりどうしてもいろんな報酬等のバランスとみまして、15万円以内ということで、条例上はうたわせてさせていただいております。

それと、何であそこに乗せられなかったかという、1つは前回も申し上げたかと思うんですが、4月1日現在の世帯数が、増減が、その都度行われますので、これは規則のほうで定めないとできませんので、その都度、条例改正になりますので、規則のほうでこういった設定を決めさせていただいております。

それから、持ち家取得助成事業につきましては、それと絡みまして定住促進事業であります。これにつきましては一応3年間の事業として取り組まさせていただいております。一般質問でも答弁させていただきましたが、過去3年の持ち家取得は平均40件を超えております。50件近くの実績をいただいて、実を言いますと26年度は、それプラス消費税の駆け込みがあるんじゃないかということで、50件ほど予定していたわけなんです。それほどなかったということで。

これもなかなか検討するっていうか、難しい部分もあると思うんですが、そういった中で、今年度から検討を重ねて、議員がおっしゃられる、例えば新婚家庭家賃の助成事業につきましても、まさしくそのとおりだと思います。そういった御意見とまた通勤手当、そのほかにも何ができるかと。前回申し上げたとおり、川南町の財政力でどのぐらいの事業が、ただ単にばらまきじゃなくて。

ただ、こういった部分だけでいいのかと、子育てとか女性に優しい、生み育てる環境を整えることも必要じゃないかということで、いろんな多方面、考えまして、検討を重ねて、3年目にこれが終わるときに新しい事業の構想を練って、また、議会のほうにもお示ししながら検討を重ねていきたいと思っております。

それから、140ページの委託料の関係ですが、大変、私、1点まずかったなと思っております。この委託料なんです。ただ単に委託料と出しておるんですが、29、30ページのほうで14款2項1目の県支出金、県補助金のほうで総務管理費補助金の中の一番下に、地域力磨き上げ応援事業というのが2分の1であります。この事業をもって、ですからちょっと事業名が載ってなくて、大変誤解を生みましたこととお詫び申し上げます。

この事業に取り組みました中で、これはもともと中山間対策の事業であります。県のほうにもいろいろと御相談させていただきまして、そういった事業ならば町が直接民間施設を借用した場合に、そういった建設を目指してるといことであれば、こういった形の事業がいいんじゃないでしょうかということ、上限が2,000万円までになっておりますので、26年度に設計委託、それから27年度に工事というような予定でさせていただいております。

もちろんこれにつきましては、地域経済の活性化、また交流人口等々、まちづくりの観点から、以前、まちづくり交付金事業でトロン筋の道路整備、それから高森近隣公園整備とか、それからまた、口蹄疫復興につきましては、東地区の宿泊所の建設、それから屋根付雨天練習場の建設等とか、24年度までに整備を行ってきたわけですが、やはりどうしても点と点でやってる関係で、何か、次のまちづくりにつながる線をつくらないといけないと。

それと、ひいては長年の懸案事項であった東九州自動車道の開通前に、それと補足説明でもあるように2020年の東京オリンピック開催に向けて、県のほうは既に、昨年9月8日にオリンピック開催が決定したわけですが、9月の一般質問では、知事のほうは既に一般質問に対して、内部に指示を出してるといようなことで、ことしに入りまして、県のほうの予算見ましても、具体的に宮崎・東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトということで事業を組んでおります。外国人の誘客強化、おもてなし環境の充実、それから大会合宿誘致など、5分野で、主要24事業ということで7億3,100万円。

そしてもう既にこの中で、スポーツランド宮崎整備促進事業ということで、大会誘致に向けた都市部のセミナー事業等も計画されておりますので、こういった中でいち早く、こういった建物整備につきましてはいろんな部分があります、長年かけた構想の部分もありますし、それから緊急性もあります、やはり9月8日にこういったいろんな状況、それから高速道につきましては1年前倒しの状況もありますので、時代に即応したお金の使い方、対応をするのが、やはりまちづくりにとって、また、地域住民にとって一番じゃないかなと思っておりますので、こういう予算組みをさせていただきました。

以上です。

○代表監査委員（中村 守君） 児玉議員の質疑にお答えいたしたいと思ます。

先ほど、総合政策課長のほうから説明ございましたように、62ページの平成26年度の一般会計予算の中でございますけれども、今度新たに長年の懸案であります案件が提案されまして、この3項目、総合政策課長の説明にありましたように報酬条例、規則の中で提案されているというふうに、私は理解をしておりますので、私たちといたしましても地方自治法第195条から202条の項目に照らしまして、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○総合政策課長（永友 尚登君） 申しわけありません。国土計画利用法の都市計画区域内の開発行為については、私が5,000平米といたしましたが、3,000平米を超える部分に訂正させていただきたいと思ます。

以上です。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にありました126ページの川南町自衛防疫推進協議会の件でございますが、3年前から体制の変更というのを計画して進めているところでございます。

実を申しますと、この団体自体が各家畜関係、それから関係者の団体の長をもって構成されております。そのこと自体がやはり意識の啓蒙に役立ってないんじゃないかなという議論もございまして、昨年の役員会でおおむねの方向性が出まして、平成26年度総会におきまして規約を改正しなければ、それに取り組めないという事情もございましたので、規約を改正し、各農家全戸の加入をし、そしてその全戸からの負担金をもってこの運営を行うと、ただ、その経過期間ということで今回の50万円は組ませていただきました。

一昨年からは口蹄疫復興後、150万円というのを、ずっと組んできておりましたが、昨年100万円、今年度50万円ということで自主運営をしていくと、そして意識づけをしていくという体制に変えていってる途中でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○農村整備課長（新倉 好雄君） ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。132ページ、国営土地改良事業費尾鈴土地改良区運営費補助金につきましては、畑作営農の質的向上、生産性の向上のためには農業用水は不可欠であると確信をしております。町の農業振興の1つとしまして、関連事業の振興にも大きく寄与しているものと考えております。

運営費の補助金の来年度の増額につきましては、平成26年度、急な増額はありましたが、今後は徐々にですが、区域も拡大され、また、水を利用した営農方法についても導入されていくことと確信をしておりますし、また町としましても、そういった営農畑作について推進を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○町長（日高 昭彦君） 細かいことは担当課長が申しましたとおりでございますが、私のほうからは、当然、公の金を使うわけですから計画的な運用、それから児玉議員に言われたように透明性、この点については十分考慮して、今後もやりたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 何かしていいかわからんようになったけども。62ページになるんじゃないけど、担当課長、監査員もとんちんかんなこと言いよるけど、報酬の条例を可決したっちゃけど、あれは金額だけじゃかいね、監査員。

金額は決まったけど、どげな仕事するか、そういうののことは決まっとらんから言いよつとるに、監査員。何の仕事もわからんとに金を出すわけいかんだろうに。どげんして評価するとね、成果評価を。仕事に対して対価を得るわけだろう、公民館長や何やも。例え、NTとか何とか言いようけん、そげな何じゃけど。対価を得る以上は、ちゃんと仕事せん、対価得られんわけじゃんね。

対価を得るための規則や要綱が定まっとらんと報酬はやられんんじゃないかって言いようと

よ、監査員、聞いとつと、とんちんかんなことばかり言いよるが。総合政策課長もそうだよ。こういう仕事をするかわり、対価が発生しますよっち、それが決まっとらんと予算は計上できんじゃねえかっち、言いよつとやがね。

今まで以降、決まっとったね、なんぼやるっち、条例で。規定やら規則があるから根拠が生まれるわけじゃがね、対価を与える。対価を与える規則やら要綱ができとらんからだめじゃって言いよつとやがね。議員が12人、無視しとつて、そういうの言いよつたら笑われるよ、あんだ。

ちゃんと物事にお金をもらう以上は、それに値する対価、それなりの仕事せんかったらお金はもらえんだわね。それがこれになつとるわけだわね、規則やら条例やら要綱。それがねえ限りはもらえんだわね。これも一緒、今の352万円ですか、これも一緒です、139ページの。何とかいう事業じゃかいとか言いよつたけんど。地域力磨き上げ応援事業、いろいろそういう事業あるわね、あつこの炭つくるところでん竹乃屋でん一緒やあねえ、その選定基準とか補助率とか決まってみんな補助があるとおりにしてきてるわあね。ほな160万じゃかい、162万ですか、百何万じゃから2分の1の補助なるわけだけんど、ほんじゃから何も要らんようなこと言うけんどん、そういうようなもんじゃねえと思うわけどおら。うん、そういう、それを、この民間じゃつたね、民間の何に利益を受けるちゃかい、特定な人に利益を与えたらいかんじゃねえ公益上。うん、そんげなとこなくするために、そういう選定基準とか、そういうと設けてするわけでしょ。密室でそげんなことしよつたらよ、もう決まっとるふうじゃがよ。そんげなことしよつたら、おかしなるよ。恐らく、こりゃあ、なんぼええ案でんよ。こういうことしよつたらよ、後々こりゃあ不平不満が出つとま。そうえんげなことせんために、議会もあつちやるけんどんよ。

そうゆつたらこの何ですか、このスポーツ合宿、誘致、しつちやつたらスポーツ合宿、誘致促進事業ちゅうか、そういう命名つけて、選定基準やら何やら設けてですよね、応募して、あのすればええけんど、まだ選定した場合1人しか名乗り上げんかった、それで決まればええことであつて、そういう、やっぱとそういうことしていかな。

もうおら、あの町長の好きな図がまた決まつたばっち、そげんなりますよ。今後。今はこんなんでん、オープンにしてガラス張りせんなよ。公金を使うわけだかい、みんなそういうチャンスを与えていかなよ。おかしなりますよ、町長。監査委員もこの意味がわかつたらんかったら、監査委員やめてください。何で対価を得るかを。

○総合政策課長（永友 尚登君） 自治公民館長の仕事について、それぞれ規則等については定めさせていただいております。前回から何度も申し上げてるんですが、今の条例の制定、規則の制定と同じ形をやらさせていただいております。

全て今の区長報酬なりは、規則のほうで定めております。これは区長の仕事、内容については、規則のほうで定めております。

それと合わせて申し上げますと、条例について、こういった自治公民館つてすか、自治会

関係の条例を設置してるところは、私の知る限りというか全国では余りないわけなんです。それは、やはり地方自治法の中で住民自治と団体自治ということで、基本的に自治については、住民が行うということから、町としてはその公民館の設置条例だったりとか、その設置に関する条例だけしかつくっておりません、制定しておりません。

ですから、こちらのほうの細部の仕事については、規則のほうで定めさしていただいております。

それから。

「ちょっと待て、定めとちゅうてんは例規集や例規集にはねえやねえか。迷惑しつととよ、ねえやろう、自治公民館設置の規則は要綱とか。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） 告示については3月中に告示する予定になっております。はい。

「そんな、ねえじゃないか、例規集に、そういうことせんないに。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） まあ、その効力に関して……。

「あったやろ、例規集に。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） 載せられんと言うたら（「印刷できんと言うたら」と呼ぶ者あり）

「町例、町の例規集にはこれしかねえんだろ。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） あの、いいですか。

「12月決まったんじゃろうが報酬は。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） まあ、あの……。

「12月から3月までよ、つくる時間は十分あったはずやろう、できとっと期待しとっとたけんどよ、何もできとらんちゅう、それだけのこっちゃ。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） 例規集の関係は印刷、結局、業者との関係がありますので、実際には載っておりません。ただ、規則については前回の委員会の中ではお配りさしていただいております。

「違わ、何考えてできちよっちゃか。したら。例規審査員にちゃんとかけて、そげんな何か言いわけしとっとても、例規審査員にかけて、ちゃんと例規集にせにゃいかんだとうがに、例規集ちゃんと自治公民館、規則とかその後また出てくると、後で質問しとただけであつて。」と呼ぶ者あり

○総合政策課長（永友 尚登君） それから、もう一点、後の委託料関係につきましては、これは、ちょっと事業の中で、これは直接町のほうが運営といいますか、そのやり方、あそこについては、その民間のほうでやっていただくんじゃなくて、町のほうでやる部分があります。町のほうでやるわけでありませう。

そして、最終的にはその工事が終了した後は、指定管理者なりそういったソフト面では民間のほうが管理運営についてはうまくいくと思っておりますので、直接的には町がそういっ

た事業を行うというふうに御理解いただきたいと思います。民間のほうがするわけではございません。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。

午後0時03分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○議員（米山 知子君） 26年度一般会計予算についてお尋ねをいたします。

まず、第1に歳入のところですが、歳入と歳出のところ合わせてなんです、19ページ。

使用料の減、施設使用料ですか、教育、保健体育施設使用料、教育使用料とすれば本年度予算が前年度に比べたら、395万の減なんです。まあ、こんだけ大きな減があるということで、一方、今度は歳出のほうで体育協会の補助金であるとか、スポーツ少年団の補助金であるとか、ロードレースの補助金であるとか、いわゆるスポーツランド構想を実現するためのいろんな事業だと、私は、あるいはその下地になるものだと思ってるんですが、そういうところの歳出はもう7年間ずっと変わらずです。

ロードレースは去年からですから新たに設けられましたが、去年と比べて同じ額の予算化なんです。私は、スポーツランド構想というのは、非常に積極的に取り組んでいただきたいことだと思いますが、この使用料も減として歳入のところで上げ、今度は歳出のところでは、いろんなソフト事業に対しては7年間全く変わらない予算化ということは、どうしたらスポーツランド構想ということを実現できるのかというのが、本当にやる気があるのかということしか思えないのです。

こういうことをしたらスポーツが盛んになるんじゃないかということで、もう町長が言われて、ことし町長3年目ですから、今度で4年目ですよ。そうするとそれなりのアイデアをとって、このスポーツを推進していくためには、前のおりの事業ではなくて、新しいことに取り組んだりとか、そうするとおのずと施設使用料も上がってくるのではないかと思います、施設使用料も上がらない、事業のほうの予算も変わらずということだったら、これはもう取り組んでいっているような姿勢がなかなか見えてこないのですけれども、このあたりを金額の面じゃなくて、こういう姿勢の面でちょっとお伺いいたします。

それから、2番目はちょっと細かくなりますが、182ページの通浜海浜公園の委託料があります。それと、今度は144ページに、これは補足説明で上げられたと思いますが、同じく委託料で川南港湾緑地広場しば刈りという委託料があるんですが、これは川南港湾緑地広場というのと通浜海浜公園というのは、別々のところなのかということです。そして、同じく委託料ということで2カ所に出るようになっているのですが、その出先はどこかということ。

それから、同じくこれは農村公園に関係することですが、今回、農村公園を3カ所廃止と

ということになりましたが、通山農村公園につきましては県の用地ということで毎年、使用料、借地料を32万払っております。もちろん利用があることもわかっておりますが、毎年、毎年、農村公園として県から借りて32万の借地料を払う、一方では3カ所の町営の農村公園を廃止すると、このあたりの考え方というのはどうしたらいいのかなということをお伺いをしたいと思います。

それから、次は教育総務課関係だと思いますが162ページのこれ、ちょっと教えていただきたいんです。川南町教育研究所設置費ということで、これはどういうものなのか。それから、その下、輝く子どもの活動フォーラム事業というのはどういうものなのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、ちょっと前後しますが152ページ。

住宅費の中のさくらが丘住宅2の建設の委託料、設計とか地質調査の委託料ということで計上されてるんですが、これは、一般質問でも同僚議員のほうがされておりましたが、計画であるからもうこれはしますということですけども、やはりずっとこの議会を通して山本小学校などの児童数の減とかを考えますと、やはり周辺部に公営住宅を建てるとということは、1つの政策として非常に重要なことではないかと思うのです。

私も以前から言っておりますが、川南町の公営住宅は、いわゆる10号線幹線に沿ってしかありません。外にあるのは多賀と山本と2カ所だけだと思うのですが、そういうことが、やっぱり周辺部の子供の数が減ってきているということにもつながっているのではないかなという気がしますので、もちろん計画にあるということはおわかりんですが、あくまで計画ですから、そこは柔軟に対応して現在の状況を鑑みたら計画は思い切って変更するというような姿勢も必要ではないかなということをお思います。

真ん中のいわゆるトロン周辺は、いわゆる民間の業者も十分に需要があれば民間でも住宅の賃貸ということは成り立っていけると思うのです。ところが、周辺部になると需要がないですから、民間の人が賃貸住宅を建てるということは、まずありません。そういうところで、中心部に町営公営住宅を建てるということは、民業の圧迫にもなりかねないし、逆に人口の町場への集中ということにもつながるので、ぜひ公営住宅というのは私は周辺部にこそつくって行って、そういう過疎化とかの少しでも歯どめになればというふうに思っているんですが、この辺りは今回の委託料の問題ではなくて、町長の方針としてお伺いをいたします。

最後に、国民健康保険の特別会計37ページ。

これも同僚議員がやはり聞かれましたが、いわゆる特定健診とか、あるいは超音波診断の25年度に関しては受診者減ということで補正でだいぶ減額しましたが、今回の予算では少し減、あるいはほぼ同年ぐらいですけども、いかにしてこれをアップしていくかというようなことをどうして取り組むか、その取り組み姿勢というのがこの予算から見えてこないのです。

先ほどの答弁の中で、保健センターの保健師を各自治公民館に配置をする予定ですと、確かにそれも必要な私は大事なことだと思っております。その保健師が、そのリーダーとなって、

その地区の健康管理業務を引っ張っていただくということも大事なことだと思います。それとあわせて看護婦を雇ってさらに進めていきたいということですが、そもそも川南町の保健師の数というのは、隣町村に比べて私は割方、多いんじゃないかと思います。人口当たりに比率ですと、後わかれば教えていただきたいんですけども非常に多いと思うのです。

ですから、その多い保健師をいかに有効に使うかということで、いろんなメディアを通じてとおっしゃいますが、やっぱりこういうことは、個人の考え方ということで大きく左右されますから、一方的にメディアで発信しても受け取っていただけないことが多いんです。やっぱりフェイストゥフェイスということが一番の私は解決策ではないのかなと思います。

特に、保健センターで保健師の方とお話すると、健診に受ける方は毎年決まった方が受けるけど、受けない方は全然受けないと、そういう人に対していくらメディアで発信したりとか、あるいは健診受診勧奨のはがきを出しても、全くそれは無駄です。

それは、あくまで足を運んで、フェイストゥフェイスでお話すること以外にないと思うのです。それができる人員が私は、川南の保健師の数はそろっていると思うのです。それがどうもうまく生かされてないと、ここ何年か見ててそんな気がいたします。

ですから、そこらあたりは今年度の26年度の取り組む姿勢、具体的にどうやって取り組むかと、いかにその職員をそういう目的を目指して働いてもらうかとそういうのは、上に立つ人のこれはやり方次第だと思います。そのあたりを担当課長なり、町長なりの考え方をお聞きしたいと思います。

もう、数字的な予算というよりも、その姿勢がこの当初予算からは見えてこないということが一番、私は疑問に思っているところです。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 今の米山議員の質疑にお答えいたします。

まず、教育使用料が395万2,000円かなり減額されていると、姿勢が見えないではないかということなんですが、保健体育使用料といたしましては、25年度からしまして26年度は増額をしておるんですけども、教育使用料の中に文化ホールの使用料も入ってございまして、文化ホールの使用料が今回の指定管理者ということで使用料が計上してございませぬので、その分で395万2,000円となっております。

まあ、野球場にしまして25年の予算で84万計上して、実績見込みとして104万、それから屋根付多目的運動場につきましては、25年度予算で48万に対して、実績見込み97万円ということで、新たに設置しました屋根付多目的運動場とキャンプを誘致しましてスポーツランド構想の一貫で進めてまいりました、この野球場についてかなり利用があったということで増額はしております。

ただ、全体的に高森近隣公園でありますとか、陸上競技場そういったところは、それから東地区運動公園というのは、利用者が今のところまだ町内利用者が多くて、町内利用者というのは無料で使っていただいておりますので、その分が上がってこないということでございます。

それから、歳出のほうで全然見えてこないということで、補助金、体育協会の補助金とか、スポーツ少年団の補助金、こういったものがそのままということでありまして、そこをおっしゃったと思うわけなんですけれども、補助金を上げてそのものの推進もしたいところではありますけれども、今のところは、まずその中の組織のソフト面における頑張りをお願いしているところであります。

さっき言われましたロードレースにつきましては、去年30万でしたので、ことし50万で増額としております。

それから、農村公園の管理でございますけれども、通山の農村公園の使用料ですか。

○議員（米山 知子君） 通浜海浜公園と川南湾港緑地広場というのは違いがあるんですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） はい、あの。

○議員（米山 知子君） それ建設課だったけど。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 海浜公園は今までどおりですけども、その林林……。

○議員（米山 知子君） 湾港緑地広場だったと思います。144ページ。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） それは、通浜海浜公園の場所とは違うと思うんですけども、そこについては建設課のほうで。

○議員（米山 知子君） 違う。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） はい。お願いしたいと思います。

○議員（米山 知子君） もう1つ。教育総務課長になって……。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 通山の農村公園の借地料のこともございました。

これにつきましては、一応県のほうにも出向きまして、今までの当初ずっと20年間借り入れをしてきたわけなんですけれども、今回、更新に対しまして県のほうにずっとこの公園を使いたいということで申し入れをいたしまして、その中でもこうやって使うのにはもう購入の方向でお願いしたいということをお話しましたところ、県のほうでも検討して鑑定も行わなければならないし、その方向に向けて進めていくということで、今回はまず継続いたしますけれども、将来にわたっては購入の方向でまたお願いをしたいと思っております。

以上です。

○建設課長（村井 俊文君） 米山議員の御質疑にお答えします。

144ページの委託料30万の川南湾港緑地広場の件でございますが、これは平成24年度に川南漁港整備の広域水産物基盤整備事業で整備した緑地広場で面積としては862平米ございまして、川南漁港と町道通浜海岸線のちょうど漁港の西側あのほうに設置している公園でございます。

以上でございます。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの米山議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度川南町一般会計予算の161、162ページにあります川南町教育研究所設置費についてですが、こちらは目的としましては、川南町立の小学校、中学校の教職員がこれからの

未来を担う児童・生徒教育指導に関して、資質向上を目的として研究と修養を積む場として設置するものでございます。

こちらについては、年12回、毎月1回は定期的に行いまして、当然、学校の先生方というのは勤務時間がありますので、その勤務時間外で行うわけなんですけれども、講話、意見交換、研究をする場としてこれだけの予算を計上させていただいたところです。

続きまして、輝く子どもの活動フォーラム事業なんですけれども、こちらは今年度から実施した事業でございまして、昨年8月22日にサンA川南文化ホールの研修室で町内の小学校、中学校の代表者5人程度なりますけれども集まっていたきまして、それぞれの学校の特色を発表し合い、それをそれぞれの学校で生かしていただくと、また、第2部では川南町の元気にするためにはどうしたらいいかということで、子供たちが議論をして挨拶運動をしようということで結論づけられたものであります。これは、平成26年度も継続していく予算として、こちらに計上したところです。

以上です。

○町長（日高 昭彦君） 最後になりましたけれども、公営住宅について今後の方針ということでございます。

さくらが丘住宅については今回は建てかえということで、これは、もうそういうことでやっております。将来的にどうするのかということでございますが、公営住宅の目的というのは当然、低所得者に対する振興ということで当然、民間からとすると安くなった分、それは町費を投入しております。現状、川南町が県の平均が世帯割合ですと4%台に対して川南町が7%と、そういうことも含めて現状としては、今の公営住宅でいくという計画にしておりますが、議員が言うように将来的にじゃあそのままがいいのかと、必要があるときに見直すと、そういうことは当然これからは起こりうることだと思っております。

あともう1点は、現に今、出てる住宅及びアンケートによると、高齢者は特に中央部に住みたいという方が非常に多いのが現状でございます。それは、病院とか一般生活に関してだとは思っておりますが、以上つけ加えます。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの御質問で特定健診のことで保健師との兼ね合いで御発言ございましたけれども、私3年間、健康福祉課長を仰せつかりまして見てきた中で、決して保健師活動が上手であったというには解釈しておりません。

特定健診特化したことによりますと、若干不足はあるかもしれませんが、その代わり、発達障害の対応であるとか、母子保健事業、その他もろもろの事業に直接、住民と向かって対応しておりまして、非常に多岐にわたる活動をしてもらっております。

ほかの町村に比べると多いということでございますけど、それだけの活動をしてもらっているというふうに自負しておりまして、常に残業を強いられているような対応でございます。確かに特定事業につきましては思うように進んでおりませんが、昨年度も本年度も申し上げましたように、いろんな啓発活動等やっておるところでございます。

次年度につきましては、先ほど申しましたように新しい地域づくり事業が進むということで、この中に入って行って、地元とともにそういう啓発活動努めたいというふうに思っておりますし、また、昨年度商工会の活性化委員会の中でこういう健康づくりについての検討も行った中で、非常に低い商工会の方々の認識が若干上がってきたと、非常に町民の方の認識がやっぱり低いなというふうに実感しておりますので、少しでも上げていくように努めて、保健師だけでなく、我々職員また議会の皆さんも十分啓発を広げていってもらうようにお手伝いをお願いしたいと思います。

以上です。

○議員(米山 知子君) はい、ありがとうございます。教育施設の使用料に関しては文化ホール分が減ということで、大幅な減額というのはわかりました。

もう1つのソフト事業のほうですが、私、スポーツ少年団とか体育協会とか実際に間近で見てるんですけども、この実施計画書を見ても、ほとんど変わらないんです、毎年やることが。これでは変わらないと思います。だから、もっとスポーツ少年団の団員をふやすにはとか、もっと体育協会っていうか、社会体育をする人をふやすにはとか、そういうことに対しての施策はないのかなと。

一つ、私が実際に感じている点は、いわゆる学校施設を川南町の場合には町営の体育館がありませんので、ある施設と一緒に使うということで町長は言われております。まあ、私もそれはいたし方ないことかなと思いますが、その学校施設を使う団体が、何か減ってきているような感じがします。本当は、社会スポーツが盛んになると、夜間に体育館あたりは、ほとんど毎日どこかが使っているのかなと思うんですけど、意外と空きがあって、週2ぐらいしか使っていないような、週2、週3で1面だけとか、そういう気がします。これはあくまで感覚ですので、実際は違うかもしれません。

そういう気がしますし、もう1つは、学校の体育主任の考え方だと思うのですが、先生は転勤で来られますので学校施設を社会体育といわゆる共用して使うという意識がどれくらいあるのかな。あくまで学校施設が優先ですよと言われると、社会体育としては使えなくなってしまふ。

ですから、学校があるときには、そりゃあ社会体育とお互いに話し合う必要があると思うんですが、頭からこれは学校が部活で使いますからということで、じゃあ1日使うんですかとか、全面使うんですかというようなお話もできないままに、部活で使いますからこの日は駄目ですということを言われると、ということは、学校の職員の方たちの中には、学校施設は学校のものだという意識がまだ強いのかなっていう、あくまで社会体育は済みません空いてる時に使わせてくださいというような感覚でしか使えないのかなという気がいたしました。

それでは、やはり社会体育をする者にとっては非常に使い勝手が悪いというような気がいたします。そこらあたりが何とか改善ができないかということをお思います。

今、次にさっきの通浜の海浜公園と港湾緑地広場ですか、862平米で委託料しば刈りで30

万ですけれども、これどこに委託されて、さっきの海浜公園の委託料は、委託場所はどこなんでしょうか。ちょっとお答えがなかったなので、もう一度お願いします。

それから、農村公園の借地料、通山農村公園の借地料については購入の意向であるということですが、やはりこういうのは、本当にそこが利用者が多くて必要であれば、もっと早くに決断をされていていいのかなと、私、何年もこのことについては、何年前から言ってるんですけれども、ずっと延びてきて、もう5年たてば150万から県に払っているんだなというような気がいたします。ですから、これもったいないお金かなということですよ。

次の、輝く子どもフォーラムっていうのは、ごめんなさい。ちょっと聞きもらして、ことし、あつ違う。教育研究所は今年からですか、今年からというより26年度からの事業で、輝く子どもフォーラム事業は25年度からやってるところですよ、はいわかりました。

さくらが丘住宅の町長の考え方はわかりましたが、この建てかえですからということですが、具体的にどういった建てかえというのまでは聞けるんでしょうか。建てかえというのは、今のような形、それともアパート形式になるとか、そういうのは今の段階ではまだわからないものかなと思います。

それから、最後の今の健康福祉課長のお答えですが、一生懸命やってらっしゃることはわかります。私も決してやってないとは言いませんが、やり方の問題なんです。

一生懸命やればいいということじゃなくて、やったらそれだけの成果が上がるようなやり方を考えないといけない。どなたも一生懸命やられてると思います。でも、一生懸命やることに価値がある、一生懸命やることも大事ですが、一生懸命やった上で何がかわるか、何が起るかということを考えていただかないと、頑張ってます、一生懸命やってますだけでは、何も変わらないと思います。

ですから、一生懸命やってらっしゃるのはわかります。頑張ってることもわかりますが、なかなかこれが変わらない、成果が上がってこないということは、やはりそのやり方というのを変えていかないといけないんじゃないかということをおっしゃってます。

健康意識が非常に低いということは、課長よりもむしろその担当の保健センターの保健師たちのほうがよくわかっていると思います。それは、町村の保健師にとって対象が国保の人というのは、社会保険の対象者とは違いますから、健康に対する意識というのが、なかなか情報が入らないという面もあると思いますけれども、低いということは、これは初めからわかっていることです。だから、そういう方たちに対してどうしていくかということは今さら言うことではなくって、もうそれは勤務についたときから、それはわかっているとはいえないことなんです。

そういうところの認識が私は、ちょっと一生懸命やってらっしゃるけれども、具体的なやり方としてはどうかなという気がいたしましたので、こういうことを申し上げています。

これは、ひとつ提案なんですけれども、去年、私申し上げたと思いますが、自治公民館制度で保健師を各公民館に配置する予定ということですが、いっぱいいろいろ住民を巻き込む

ためには、ぜひ地区に健康推進委員という昔あったと思いますが、そういう方を委嘱して健康推進委員という地域の方をなるべくこういう事業に引っ張り込むと、それにはやはり委員ということ委嘱される、もちろん人を探すのが難しいということはわかりますが、それはもう難しい、難しいと言っただけは何も変わりませんので、難しいことはわかった上で言うんですが、ぜひ地域の方をこういう健康推進委員という形で任命をして、あなたにお願いしますよということをするれば、私は動かれる方もいらっしゃるんじゃないかと思います。

ですから、保健師を配置するというのも大変すばらしいことですし、保健師がリーダーとなって健康推進委員という方と一緒に、地域の健康管理に取り組んでいただくというようなことはどうだろうかと思っておりますが、そこ辺のお考えも聞かせていただけたらありがたいです。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 米山議員の質疑にお答えいたします。

スポーツ少年団とか体育協会こういった人数をふやすという施策がなかったということなんですけれども、ここ近年スポーツ少年団につきましては、学校においてかなりポスターとか掲示、それから直接出向きまして団員確保ということでかなり推進はしてまいりました。

ところが、子供たちの減少ということもありますし、また、歯どめはかけてはおりますけれども増加ということにはなかなかいたっておりません。このところ総合型地域スポーツクラブの準備委員会も立ち上げましたし、こちらのほうも含めて一緒にこういったスポーツ少年団、体育協会とともに町内のスポーツというのを盛り上げていきたいと思っております。

それから、通浜海浜公園この委託先のことだと思っておりますけれども、これは、生涯学習課のほうでは25年は江藤緑樹園さんのほうに委託をしております。

以上です。

○教育長（木村 誠君） 学校施設の開放についてですけど、これは学校の教育活動に支障のない範囲で貸し出しをすると、ちゃんとうたってありますよ。はい。

ですから、もうその通りだと思っておりますけども、うまくだからそこは、告知は30日入ります、4月の7日ここも入っております。そういうことで、それがずっと毎週、毎週違う団体が申請があってくるとやっぱり部活動やってるほうとしても、私自身は恵まれたところに小林なんかは地区大会もありましたから、学校の体育館が使えんときには、そっちを交代交代使うような形ができましたけれども、そういうもちろん町の体育館がないというのはありますけど、私としてはうまくやってくださいよと、けんかごしにならんでね、まあそれしか私、言えないんですけどね。そういう形でお互いそういう気持ちでやっていただければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○建設課長（村井 俊文君） 米山議員の御質疑にお答えします。

川南漁港の緑地広場の委託先でございますが、これは川南町のシルバー人材のセンターにお願いをしています。

概要としましては、しば刈りと肥料散布等を行うことになっております。

それと、さくらが丘住宅2の建てかえ計画でございますが、これは鉄筋コンクリートづくりの3階建て1棟でございます。その24戸整備するわけですが、1階が1DKの12部屋——12戸です。それと、2階が3DKの6戸、3階が3DKの6戸ということで、今のところ計画をしているところでございます。

以上です。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 米山議員の御質問に再度お答えいたします。

これからの方向性といたしまして、今回の公民館制度に非常に期待しておりまして、これが、一つの健康づくりの各地区の基地化することを期待しております。

その中で推進委員という形で前向きに進められたらいいなというふうに思っております。ぜひ、米山議員におきましても推進委員になっていただきたいなと思っております。

以上です。（「で、終わり、そんだけ」と呼ぶ者あり）

○議員（米山 知子君） さっき教育長のよく話は出て、それわかるんですよ。その話し合う余地があるかどうかの問題で、これは学校のほうから教育が優先ということはわかるんですけど、それで全てその話し合いのチャンスもないというようなことになると、こちらも何でということに思います。

そこは、コミュニケーションナーと思いますので、学校側がどこまでそういうふうに思っているのかなど、社会体育も使うんですよということを思っているのかなどというような気もいたしますので、私としては十分に学校のももちろん教育活動も十分にやっていただきたいという気持ちもあるんですけども、一方では、やはり社会体育のほうで、たまにしか使わないというときもあるわけですから、そこをどう話し合いをもっていくか、その話し合いの場というのを設定できるような雰囲気といいますか、対応をしていただけたらと思いますので、教育委員会からも各学校に対して、そういう社会体育のことで施設使用の希望があった場合には、お互いに相談をしてというようなことを言っただけだと話もしやすくなるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

一つですね、体育協会に対する補助金というのが、実は団員数に応じて育成費ということで毎年出るんですが、意外と体育館使用料が高かったりとか、その育成費でもらう分以上になりますし、そのほかにいろんなもので使うときに、社会体育している人にとってはかなりの負担がかかってくる部分もあるんです。ですから、そういうのは今減免ということで優遇はしていただいておりますが、いろんなイベントとかをする場合に、もっと自分たちだけの活動じゃなくて、もっとほかの自分たち以外の人に発信するために、体育スポーツ団体が企画したりしたときの援助支援、そういうのをさせていただくと川南町のスポーツというのが、一つのスポーツチームを核にして広がっていくのではないかなど。だから、やっている人だけの支援というよりも、何かその人たちが活動することに対しての支援というのをさせていただくと、広がって行くのではないかなどと思います。

これは、あくまで私の考えですので、毎年、毎年同じような予算の使い方ですので、これでは変わりようがないのかなという気がして、段々社会体育の面でもやる人が少なくなって、むしろ高齢者のほうはふえているかもしれませんが、いわゆる自治体の実践であるような人たちが段々少なくなっていっているというのが現状ですので、少しでもそういうのをなくしていくためには、そういう何かスポーツチームが活動するときの支援というのを、また考えていただいて新しい施策として取り入れていただけたらと思います。

さっき健康推進ということがありましたが、私は十分に、ばりばりやる気でおりますので、ぜひお申しつけくださいませ。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第25号平成26年度川南町一般会計予算の中でいろいろあるんですけれども、まず、西都児湯観光ネットワークの事業負担金ですけども、この内容をもう一度、何年目に入ったことと、あと事務局はどこにあるのかと、その事業内容とその効果がどのように考えられるかということをお教えられます。

それから、地場産業振興協議会補助金8万円とありますが、確か補助団体の監査のほうでも報告あったように、ここは観光協会の中に入っていたのかなと思うのですが、これまた、観光協会の補助金とまた別にあるのかなということをお教えください。

それから、これあちこちに予算があるんですが、委託料補助金、労働費の全ての中で、観光協会へのいろんな予算があちこちにっているわけですけども、その総額と、それぞれの委託に対する人員配置であるとか、今後の継続性、その効果、そういったことを、もちろんこういう質疑の中で答えいただくのはいいんですけども、私も都農の議員さんから聞いたら予算要求書というのが出て、全ての積み上げがわかるようになっているという議員が、うちの場合は、その予算書だけ見ても多分、町長が議員の立場であってこの予算書だけ見ても全くわからないと思うのです。その中で、いろんな予算を積み上げていくときの積算根拠なんかもあると思いますので、この観光協会は、先ほどのスポーツランドも再三、出ておりますが、スポーツランドの誘致であるとか、観光浮上であるとか、パーキングであるとか、全ての川南を売り込むための団体なんです。それで、その期待をもって補助金とか委託料を出しているわけですので、この内容というものを、できましたらまとめたものを全議員に資料として渡していただきたいと思っております。

質問としましては、それらの例えば労働費でありますけれども、パーキングがありますが、そこ辺りが継続性、例えばこの緊急雇用の事業が終わった後にどうしていくのか、その計画が考えてらっしゃいましたらお教え願いたいと思います。

○総合政策課長（永友 尚登君） まず、1点目の西都児湯観光ネットワークの関係ですが、これにつきましては、西都児湯の中で観光ネットワークということで、町と商工会、観光協会が構成した、こういった西都児湯の観光ネットワーク負担金ということで59万円なっております。

例えば、1つの大きな事業としましては鍋合戦がありますが、これが1つの大きな事業かと思っています。そのほかにもいろいろ体験事業だったりとか、西都児湯地域含めたいろんな、例えば、そばづくりだったりとかいろんな体験事業、各市町村で紹介しながら体験型の事業やっていくとか、それとか、観光PRで都市部に行つてのPRとか、いろんな各種の事業をされております。

事務局については、高鍋の商工会のほうに事務局がその中でありました。この分については、特に西都児湯の分については、川南町初めちょっと観光になかなかこう資源的に乏しい部分もあるんですが、議員おっしゃられるとおり、こういった関係は後の質問にも関連しますが、例えば高鍋町の花守山の事業だとか、5年間継続でやるとかそういった事業もされてますので、後のほうも関連しますが、そういった部分も含めて再考も必要かなとは思っております。

それから、観光協会の事業をまとめたものっていうことなんですが、この予算書としては観光協会補助金として514万円ということなんですが、人件費が主なんですが、あと一つ大きな事業としては、昨年度から御案内のとおり駅の委託事業をお願いしております。

これにつきましては、やはりひとつ駅から降りた場合に、今現在あそこの改札の女性の職員2名いらっしゃいますが、観光協会の職員としての配置なっておりますので、いろんな意味で町内観光の案内とか問われたときに、やはりその連携ができてくるんじゃないかなと思っております。

ですから、町の窓口としての駅の観光協会とタイアップしたそれと、観光協会ほうも独自にこことPAを結びつけたバスでの周遊観光とかそういった、なんとかこう導入口になろうとしていろんな事業をされております。このほかにも、地場製品のPR事業とかもやられておりました。

内容についてまとめたものということで25年度の事業内容等について、また後ほどお渡ししたいと思います。

それから、PAの継続性ということですが、今年度は県のほうで今年2月末まで緊急雇用ということで職員のほうを県の事業として配置していただきました。やはり、これは県の方も東九州自動車道のPAの存在意義っていうか、そこら辺の重要性を十分配慮していただいた配置かなと思っております。当然、これ2月で切れましたのでその分の労働費で組ましていただいております。ほかの労働費です。労働費のPAへ活用人材事業ということでこの分を組ましていただいております。

内容につきましては、PAへの分については人材3名を予定しております。一応2名でぎりぎりまで、これは年度またいでいいわけで、2名については4月から3月まで、あと1名については3月からちょっと年度またぐというようなことで考えております。

それで、PAの継続性なんですが、地場産業振興会というか御存じかと思うんですが、観光協会と一昨年、地場産業振興会が一緒になったわけなんですが、一昨日ですか設立総会と

ということで地場産業振興会ということで立ち上げております。

これは、一般社団法人として観光協会が一生懸命やっていたいておるわけなんです、地場産業振興会のほうもなかなかそれぞれの活動の中において、やはり制限なりハードルがあるもんですから、独自にやりたいということで今年度も予算計上しておりますが、地場産業振興会としましては、あそこのPAの今の事業については全線開通に向けては2倍以上の売り上げがあるだろうという予測を立てております。

今現在、月平均ベースで130万円の売り上げをあげてます。そこが都農まで開設当初は1月か2月だったのですが400万円台の売り上げを伸ばした時期もありました。ですから、そういった実績もありますので見込んでおるようです。

それと、1日平均ベースで70人くらい、これは実際に品物を買った人数です。これが倍に膨らんでくるんじゃないかということで大変期待も寄せております。ただし、先日の一般質問でもありましたように、現在、ネクスコと債務返済機構とその分についての協議調整中ですので地場産業振興会につきましても、今後続けていきたいということですので、さらにあそこを起点とした延岡から宮崎まで、そういった休憩施設、パーキングエリアがないから県も含めてあそこの重要性というのは大変重く認識しております。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) それでは、それらの資料はまた配付をよろしくお願いいたします。これで全議員がわかるようにお願いします。私たち議員は、議会が終わったら今度は自分たちから採決したことに対して説明する責任がありますので、全員が同じ共有を持って認識していたほうがいいのかと思っております。

例えば、観光協会が社団法人になってるので難しいのかもしれませんが、例えば、この中に職員を一人出向するということとかは法律上できないものなのかなというのがちょっと、やはり職員が実際に一緒にやることのほうが一番効果があらわれるし、町は町として責任主として相当な予算を出すわけですので、一緒に共に考えていく、知識を深めていくのも大事なのではないかと考えております。

あと、先ほど言いませんかった健康福祉課、健診の受診率を上げるということの話なんです、例えば、さまざまな団体があるんです。私が入っているの例えば婦協、婦人団体とかあるんですが、そのあたりの補助金を出しているところに、これはもう相当な強い姿勢で臨まないと厳しいと思うんですが、そういう補助金を出している団体に特定健診を受ける対象者が何人いるをしたときに、平均いくらかを上回ってほしいとか、何%のときには補助金を増額します、減額しますとか、ある程度、町民が自分たちの意識の中で健診を取り組んでいただくような方策をいろいろ考えていかないといけないのではないのかなと思っています。

例えば、農協にすれば農協の女性団体が400名いるんです。会員さんが。ほとんどの方がもう国保対象だと思うので、そこあたりも農協との話をしながら健診率を高めてもらう方法を共にいろんな団体としっかり考えていくと、そういったことしながら、してない方も健診

率はとてもじゃないと上がらないかなと思っています。

そこあたりを佐藤課長も3月で退職なのでぜひ、最後いい仕事、大きい仕事残してもらうために、ぜひ後の方のためになんか御意見、私のような考え方はどうであるかというのを、ちょっとお教え願いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） まず、観光協会に出向という形は法律上はできます。

今、当然進んでいる方向が、民間にできることはしていただくと、指定管理者含めそういうことで進んでいるのが現状です。ただし、今言われるように結果を出すべき方向というのがやはり、職員を出す方向であったり、そういうことが考えられれば当然やるべきだと思っております。今はそういう団体をお願いして、人件費なり我々ができることを今やっているというのが現状であります。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの徳弘議員の御質問案でございます。

同感でございます。昨年度もある程度、団体に向けてそういう講話をさせてもらったりしているところでございますし、先ほど申しましたように商工会におきましては、そういう活性化委員会の中で数回うちの職員も交じえまして、こういう特定健診についてのお話もさせてもらったし、現状把握もしてもらおうとしているところでございます。

その結果がなかなか低かったということで、自分たちももう少し頑張らないかなというふうに商工会のほうも言っていたいております。特に、こういう団体に対する取り組みを今後結果の出やすいので強化していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 確かにいろんな講話とかも保健センターの方が来られてやりまし、講演とか農協のこの前の女性部の総会でもありました。現実には余りああ聞いて耳で流れて実際に、じゃあ健診のこの前3月、2月に回覧板で配布されたように健診申し込みの中でどうやっているかという中には、余り特に40代、50代の若い方たちの認識がやっぱり薄いかと思うんです。

だから、ある程度どこまで強制力をもってやるっていう考え方をしないと、ただ講話だけをもっていつてはなかなか実践に伴わないし、それぞれの各団体の会長さんときちんと話をして、最終的に医療費が上がるということは自分たちの町の財政を圧迫するんだということを実際に認識してもらうように、もうちょっとなんか、私それぞれ団体にいますけども、あんまりこう皆さんが深く考えていないんです。ああ、あったねっていう感じくらいで、じゃあ自分たちがどうしないといけないのかってのがないので、ぜひそこあたりを官民あげてやっていたらいいなと思っています。

答弁はいいです。

ありがとうございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第25号平成26年度川南町一般会計予算歳入と歳出について二、

三お伺いします。

まず、歳入なんですけど、19款の雑入なんですけども以前、行政改革大綱ちょっと手元に資料持ってきてませんから名称間違っていましたらお詫び申し上げますが、行政改革大綱高度計画にあったと思うんですが、いわゆるその広告収入、財政健全化で広告料収入を得たいということで、例えば封筒ですとか広報誌、あるいは場合によっちゃ公用車、あのとき話が1番出てましたのがインターネットのホームページあたりで広告料の収入を上げるとゆうな計画があったと思うんですが、予算書でいけば43ページ、44ページになろうかと思うんですけども、サンA川南文化ホールのネーミングライセンス料200万円、これは載ってるんですが、それ以外に今私が申し上げたような広告料収入が上がってませんので、あの分の計画はどうなったか、どのような見通しなのか、あるいは公募しても応募がなかったか、その辺についてお聞かせお願いいたします。それがまず1点。

それから、今度は歳出なんですけども予算書のページでいけば51ページ、52ページになるんですが、2款1項総務管理費の中の52ページのちょうど中段あたりです。

職員研修負担金ていうのが81万円ほど計上されているんですが、この分は当然職員の研修費用に充てる分だと理解してるところなんですけど、この対象が全職員なのか、あるいは総務課関係の職員なのかっていうのが1つと、それから、当然研修計画というのを立ててらっしゃると思うんですけども、それからしてこの81万円というのは、例えば回数にして何回くらい、あるいは人数が何回くらい、どこどこに行くという、そういった計画がまずは立っていると思うんですが、その辺の内容を教えてください、それが2点目。

3点目が、それから1、2、3、4、5、1番下になるんですけど、職員自主研修団体助成金というのがあるんですけども10万円ほどですけども、金額は大きいとか小さいとか言いませんが、この職員自主研修団体助成金、こういった職員が自主的に研修するというのは大いに結構だと思うんですがどういった団体なのか、10万円の計上がありますので、ちゃんとしっかりしたことだと思うんですが、何を目的にこういった研修団体があるのか、どういったことをしているのかということで内容を教えてください、それが3点目。

それからもう1点、その次のページになるんですけども53ページ、54ページになるんですけども文書広報費になるんですけど、印刷製本費で460万6,000円あるんですけど、当然、印刷製本費ですから広報かわみなみですとか、そういったのかなと思うんですが、例えばこの中にその内容、印刷製本費の内容を教えてくださいなんですが、私がこの間、ここは予算書の内容しか一式できないというのは十分わかっているんですけど、例えば、日本一というのぼりをつくるとか、チーム川南というのぼりをつくるとかそういった計画とか検討されなかったのか、以上についてお伺いします。

○総務課長（諸橋 司君） 川上議員の御質疑にお答えをいたします。

19款の雑入の中で、封筒とかの広報の予算計上がないんじゃないかというお尋ねだったと思うんですけど、広報を兼ねた封筒につきましては、現物の封筒をこちらのほうに納入いた

だいております。

以上です。

それから52ページ。

職員研修負担金なんですけど、これは全職員を対象としております。4月に研修の計画のある職員から4月中に研修計画を出してもらって、それで該当するようであれば認めております。年間延べ200人ということで目標を立てております。

それから、一番下の職員自主研修団体助成金。これは職員がグループでも独自に研修したいという申請があれば、内容によっては認めております。

以上です。

○総合政策課長（永友 尚登君） ただいまの広報かわみなみの雑入の分なんですけど、広告については26年度については、予定としましては申し込みがもうスペース全部埋まる予定です。

議員が言われるように、ここに出てないというが、これ以外にも雑入っていう部分はいろいろあるわけなんですけど、次年度からかなり落ち着いて広告については申し込みがありますので、頭出しをさせていただきたいと思っております。

それから、54ページの印刷製本費の460万6,000円につきましては、広報かわみなみ5,000部が5回発行、それから町民カレンダーが5,300で年度末に発行してる分だけで、後の例えばのぼりとかを言われたんですか、その部分についてはここでは上がってきておりません。あくまで、今言いました印刷物に関する分だけでしか予定をしておりません。

以上です。

○議員（川上 昇君） まず、歳入のほうの広告料収入なんですけど、ぜひインターネットにも広告を載せるということでしたんで、大いに結構だと私思ってますので、ぜひ鋭意努力をされて、もちろんされてるんでしょうけれども、ぜひ財政健全化に向けて一步一步踏み出していきたいなというふうに思います。

それから、52ページのほうなんですけど、全職員が対象ということなんですけど、それにしてもちょっと金額が少し低いのかなという気がするんですけど、年間200人という計画でしょう。ただ、4月に入ってからその審査をして研修を受けさせるというのは、方法としてはいかがかなというふうに思うんですけど、前年度から予定を立ててやるというもの、当然、全てが全てというわけにはいかないんでしょうけど、ましては、その計画もわからないでしょうから、当然、同年度にならないとわからないという部分もあるんですけど、ある程度こういった研修をこの職員にさせるとかいう計画なんかはあると思いますんで、できるだけ計画を組まれて、そっちを優先していかれるというほうがよろしいかなと思います。

それから、職員の自己研鑽、まあどういったグループかはっきりしなかったんですけど、先ほどの説明でもはっきりしないんですけど、申請によってオーケーだったら出すよというようなことですから、金額が金額ですから余り言わないほうがいいかなという気もしております。

す。助成の目的がはっきりとしてないと、あくまでも公費ですんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、済みません。早口で言わせていただきます。53ページ、54ページの印刷製本費中身についてはわかったんですが、先ほど私がちょっと申し上げました、日本一チーム川南、最近ひじょうに耳に残っています。こういったのぼりですとか、旗とか、看板とかつけられて、それこそ川南PAですとか、地場産業振興会、軽トラ市、こういったのに使い道はいっぱいあると思うので、ぜひそういった予算を組まれて、場合によっては補正でも組まれて貸し出すとか、助成するとか、物品助成するとか、そういった方法もあろうと思ひますんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構です。

以上お願ひします。

○議長(竹本 修君) 総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○総務課長(諸橋 司君) 先ほど、川上議員の御質疑に私どものお答えがちょっと間違っておりますので、訂正をいたします。

職員研修負担金につきましては、職員が研修をするときにテキストとかその他、必要経費を負担金で上げるものを計上しております。

それから、1番上から3行目になりますけれど、特別旅費、これが私が先ほど申しました職員の研修計画によって、職員を研修させる特別旅費を計上しております。

以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 歳入歳出における消費税の引き上げの影響についてお尋ねします。使用料、手数料、利用料の値上げによる増収は幾らぐらいあるのでしょうか。

それから、きのう、今日も朝早く地震がありましたけれど、南海トラフ巨大地震対策ってどうか、地震対策について今年度どれぐらいの予算を組んでいるのかちょっと見えませんので、そこ説明していただきたいと思ひます。

○議長(竹本 修君) 暫く休憩します。10分間休憩します。

午後2時03分休憩

.....
午後2時13分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、質疑を続行します。

○総務課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。

新年度予算の中で、使用料、手数料の中に4月1日からの3%消費税増税分の額がどの程度かというお尋ねだったと思うんですけど、増税分の額につきましては、明確に申し上げることができません。

ただ、平成26年度予算が前年度予算に比べまして8.2%と増となっておりますので、この中に含まれているということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、もう1点。南海トラフの関連予算についてお尋ねだったと思うんですけど、平成26年度予算が、南海トラフ関連の予算については計上いたしておりません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 予算の96ページの子育て世帯臨時特例給付金2,000万円、これは国から支給される分ですけど、大体、何人分なんですか。

それから、152ページの木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金150万円2件分となっておりますが、私は住宅リフォーム制度をつくってほしいと質問なんかしてるんですけど、たくさん、もう少し支援があるのかなと思って期待したんですが、これは、どういうふうな基準で2件分ということになるんでしょうかお尋ねします。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

子育て世帯臨時特例給付金でございますけれども、2,000人分を一応予定しております。

以上です。

○建設課長(村井 俊文君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金でございますが、これは、木造耐震診断をされて倒壊の恐れがあるというふうなときに補助するもので、最高で診断の結果、程度によって50万とか75万ということになってます。

補助対象額としまして限度額が150万円で約2分の1、75万が補助ということになってます。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今の50万から75万、2分の1からと言われましたけれども、倒壊の恐れがある建物を対象にしてことで、外見で見た場合にもう崩れかかっている家という意味。

○建設課長(村井 俊文君) 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

これは、一応、耐震診断をしてその結果、そういう壊れる恐れがあると結果が出たときに、今度、耐震補修にかかっています。

耐震を診断しましたその結果で耐震改修にかかりますんで、最初に耐震診断をしていただきまして、その結果でこの補助事業が受けられるということでございます。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第25号平成26年度川南町一般会計の中の88ページの敬老費の敬老祝い金です。

これ、議案11号で内藤さんが質問されて説明を受けたんですけど、ちょっと確かめさせていただきます。

この支給については、現金だけでなく商品券でも支給できるということ、両方いいということですか。

次、116ページ。

この貸付金の747万9,000円。これについて、ちょっと説明をお願いします。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの河野議員の御質問にお答えいたします。

これは、あくまでも議案で提出しておりますので、それが決定したいということでありませぬけれども、予算計上といたしましては229万円。これが、80歳が一応193人、100歳が10人というふうに今のところ予定しております。

この件につきまして、条例の改正で一応、商品券として支払うということをお提案しております。これが、成立いたしましたら、商品券での支出というふうに予定しております。

以上です。

○環境対策課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

115ページ、116ページでございます。

4款2項1目塵芥処理費の中の貸付金、747万9,000円の内容でございます。こちらの貸付金は、宮崎県環境整備公社のほうに貸し付けするものでございます。

内容としましては、エコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池の補強工事費分でございます。現在、裁判を継続中でございます。その間、市町村が公社のほうにこの工事費を貸し付けまして、裁判終了時に精算をするというようなことになっております。

なお、この貸し付けたものにつきましては、3月31日年度末に戻してもらうというようなことになっております。

以上です。

○議員（河野 幸夫君） この貸付金のことなんですけれども、この建設に不備があったわけなんですけど、現在、操業ですね順調にいった後、市町村の負担はないような状況ですか。

○環境対策課長（三角 博志君） 操業が現在うまくいっているのかというようなことでございますが、浸出水がひび割れ等で漏れているのが確認されまして、それによりまして補強工事がなされ、その負担金といいますのは、まだ正式には決定しておりません。裁判中でございます。この責任の所在がどこにあるのかというところを今、明確にしつつあるところでございます。

その裁判が終わりました後に、この負担金の金額が決まるということでございます。現在は順調に処理されております。

以上です。（発言する者あり）済みません。処理場全体のお話、この貸付金のお話でございましたので、これはあくまでも浸出水調整池補強工事について私申し上げましたが、去年の3月12日、焼却施設におきまして焼却溶融炉の爆発事故というのが起こりました。

それにつきまして、現在、原因を究明中ではございましたが、この3月24日に原因がほぼ特定されたということで、首長さんたち集めた説明会があるということになっております。その部分につきましては、現在、要因施設はとまっているという状況でございます。

そのほかの施設につきましては順調に動いております。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 平成26年度川南町一般会計の10款教育費 4項社会教育費 3目の文化施設費の中の176ページになろうと思いますけど、そのことについて、ちょっとお伺いをいたします。

この中で図書館費、下のほうでございますけど、図書館費の中で図書館システム補修委託、図書館したもの賃借料と、これはリース料のことかなと思ってますけど、350万ほど上がっております。

このシステムというのは、どういう内容のものかお分かりになったら教えていただきたい。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 今の濱本議員の質疑にお答えいたします。

図書館システム補修委託料、それから図書館システム賃借料、これはどのようなことかということなんですけれども、これは、本の蔵書管理、本を幾ら貸して、今幾ら図書館にあると、そしていつ返ってくるとか、そしていろんな美術とか絵本とかいろいろ本はございますが、その10万冊ある本をどこにどの棚にあるかというのをバーコードなんかをつけてパソコンで管理しているものでございます。それに支払う金額でございます。

○議員（濱本 義則君） だとすれば、今度の指定管理のプレゼンの中で、お宅がしたら今までよりどれだけよくなりますか、どれだけ町民サービスがよくなりますかと、そういう事細かにプレゼンさせたと思います。

このシステム、今の説明であれば、これは町がつくっているシステムでしょ。では、町のあなたたちのつくっているシステムはこうこうで、ここで欠陥があるから私たちのシステムを使いますと、そこまで言うべきだと思うんです、指定管理者はね。

だから、そういう考え方すれば、このシステム補修の使用というのは、これ何ですか委託6,000万から、指定管理料の中に含まれてしかるべきだと私は思うのですが、ちょっと御意見を伺いたい。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） はい。これがシステムの補修委託、それから賃借につきましては、このクラウド方式で富士通さんをお願いしてるんですけども、この契約を5年間債務負担起こしまして、契約を町とこの委託業者さんと結んでおりますので、その関係上、こちらのほうでやりかえるということはできませんので、町のほうで、これは貸し出しをするということでございます。

○議員（濱本 義則君） それは、このシステムを町に指定管理者に貸すということになれば、ますます今度はその分の賃借料を町がもらうべきじゃないかと思えますけど、その辺はこの予算書に上がってるんですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） この分については、システム管理料については、もう町のほうで契約してましたので、協定にあります6,296万にはカウントしておりません。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、議案第26号及び議案第30号から議案第32号は総務厚生常任委員会に、議案第25号、議案第27号から議案第29号及び議案第33号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後 2 時37分散会
